

衆議院 総務委員会 議 録 第 三 号

令和四年二月八日(火曜日)

午後三時二十六分開議

出席委員

委員長 赤羽 一嘉君

理事 あかま二郎君

理事 新谷 正義君

理事 岡本あき子君

理事 中司 宏君

理事 井野 俊郎君

理事 石田 真敏君

理事 川崎ひとと君

理事 杉田 水脈君

理事 西野 太亮君

理事 古川 直季君

理事 柳本 顕君

理事 おおつき紅葉君

理事 道下 大樹君

理事 阿部 弘樹君

理事 福重 隆浩君

理事 宮本 岳志君

斎藤 洋明君

田所 嘉徳君

吉川 元君

興水 恵一君

井林 辰憲君

加藤 竜祥君

坂井 学君

鈴木 英敬君

鳩山 二郎君

保岡 宏武君

渡辺 孝一君

奥野総一郎君

湯原 俊二君

沢田 良君

西岡 秀子君

金子 恭之君

田畑 裕明君

中西 祐介君

鳩山 二郎君

渡辺 孝一君

三浦 靖君

篠原 栄作君

林 伴子君

竹村 晃一君

阪本 克彦君

政府参考人

(総務省大臣官房総括審議官)

政府参考人

(総務省大臣官房政策立案総括審議官)

政府参考人
(総務省自治行政局長)

政府参考人

(総務省自治行政局新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室地方連携総括官)

政府参考人

(総務省自治行政局選挙部)

政府参考人

(総務省総合通信基盤局長)

政府参考人

(消防庁次長)

政府参考人

(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人

(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人

(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人

(総務委員会専門員)

吉川 浩民君

大村 慎一君

森 源二君

二宮 清治君

小宮大一郎君

大澤 一夫君

平嶋 隆司君

阿部 哲也君

二月八日
地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

は本委員会に付託された。

二月七日

持続可能な除雪体制の構築を求める意見書(新潟市議会(第八四五号))

地方財政の充実・強化を求める意見書(鹿児島県南さつま市議会(第八四六号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

地方自治及び地方税財政に関する件(令和四年度地方財政計画)

行政の基本的制度及び運営並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

○赤羽委員長 これより会議を開きます。

行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣府男女共同参画局長林伴子さん、総務省大臣官房総括審議官竹村晃一さん、大臣官房政策立案総括審議官阪本克彦さん、自治行政局長吉川浩民さん、自治行政局新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室地方連携総括官大村慎一さん、自治行政局選挙部長森源二さん、総合通信基盤局長二宮清治さん、消防庁次長小宮大一郎さん、国土交通省大臣官房審議官大澤一夫君さん、国土交通省大臣官房審議官平嶋隆司さんの出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局第一局長篠原栄作さんの出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○赤羽委員長 質疑の申出がありますので、順次

これを許します。西岡秀子さん。

○西岡委員 国民民主党・無所属クラブ、西岡秀子でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。本会議に引き続きまして質問をさせていただきますので、総務大臣、よろしくお願いたします。

まず冒頭、先日の大臣所信におきまして、大臣もその中で述べられておりますとおり、総務省が担う政策というのは日々の国民生活と大変密着をしております、国民の生の声、また現場の地域の声というものが大変重要でございますし、その声をいかに政策に反映していくかということが大変大きな課題であるというふうに思っております。

早速、就任以来、様々な地域に大臣は訪問をされておりますけれども、先般、地域防災力充実強化大会イン長崎二〇二二に先立ちまして、長崎県島原市の消防団などの皆様との車座の対話を大臣がされたというふうに聞いております。

雲仙・普賢岳大火山噴流によりまして甚大な被害を受けた島原半島にお越しをいただき、大臣も、御地元熊本県の災害復旧復興、また防災対策にこれまで取り組んでこられました。

この車座対話の中でどのような対話をされ、また現場の声を今後どのように総務大臣として政策に反映していくかというお考えか。また、この車座対話を通じて大臣が感じられました所感というものがもしありましたら、是非伺いをしたいと思います。

○金子(恭)国務大臣 西岡委員御紹介のとおり、長崎県は御地元です。昨年の十一月の二十日、雲仙・普賢岳噴火災害からちょうど三十年を迎えた長崎県島原市において、地域防災力充実強化大会イン長崎二〇二二を開催いたしました。大会には県内外から八百名近くの方々に御参加

をいたたき、今なお懸念される溶岩ドーム崩落等による災害に備え、消防団と自主防災組織が連携をして住民避難訓練を行うなど、島原市の積極的な取組を広く共有することができました。

また、自治体職員の方が感染者となられること
や濃厚接触者となられること、また、職員の方の
お子さんの保育園ですとか幼稚園、小学校が休
園、休校になったために出勤できないということ
も含めて、大変深刻な状況が生まれております。

踏まえて、必要な連携支援を行ってまいりたいと
考えております。

必要な住民サービスが適切に提供されるよう、
内閣官房など関係省庁とも連携して、自治体支援
に万全を期してまいりたいと考えております。

以上です。

けれども、選挙に示される国民の意思が、今後の政治の方向性を決めるものであり、若年層を含め、できるだけ多くの有権者の皆様に投票していただくことが望ましいと考えております。

そのためには、投票環境の向上とともに、それぞれの年齢層に応じて、国や社会の問題を自分た

大会前には、島原市の消防職員、そして、消防団、自主防災組織の方々などと車座対話を実施いたしましたして、子供たちに被災体験を伝えていくこととの重要性や、消防団活動における女性団員の活躍の様子など、現場に根差した貴重な御意見を伺うことができました。

に、地方自治体の行政サービスというものをしっかりと維持していくことが大変極めて重要な課題であると思っておりますけれども、総務省としてその対策強化に現在どのように取り組んでおられるのかということについて、お伺いをいたします。

○西岡委員　地域によっても様々な課題が違ってくるふうに思いますけれども、今申されたように、優良事例というものを、横展開と申しますか、その地域でのお取組の中での優良事例というものも参考にしながら、大変厳しい地域によって、は広域な職員の応援体制ということも含めまし

ちの問題として考え、捉え、行動していく主権者を育てる主権者教育などを通じて、政治意識の向上を図っていくことが極めて重要でございまして、今後とも、各選挙管理委員会、文部科学省などの関係機関と連携しながらしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

したところであり、地域で活躍する消防団員等による小中学校等での防災教育の充実、女性、若者などが消防団活動に参画するための工夫等、全国の先進的な取組を支援することとしております。

○大村政府参考人 お答えいたします。
自治体におきましては、感染症発生時におきましても、住民の命や生活を維持するための業務を継続する必要があります。そのため、業務の優

て、今後、またしっかりと連携を取り、また他省庁との連携も大変重要だと思いますので、引き続きのお取組をお願いしたいと思います。

○西岡委員　今申しましたように、前回から若干投票率が改善したと申ししても、大変投票率が低い状況というのが続いております、様々な主権者教育ですとか投票行動の啓発等のお取組が

今後、現場主義を貫き、地域の生の声、本音の声を聞いて、消防防災体制の充実強化に全力で取り組みます。地域の皆様の積極的な活動を支えてまいります。

先順位を検討し、組織全体として体制確保を図ることが求められます。

そこで、一月十四日に、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室と連携して通知を発出

尋ねをさせていただきます。

先般、第四十九回衆議院議員選挙が行われたわけでございますけれども、近年、各選挙において、国政選挙のみならず地方選挙においても、投

これまでもなされてきておりますし、学校現場を含めて、様々な熱心なお取組があつていふということも承知をいたしておりますけれども、この投票率の低下というのは、大衆民主主義の根幹を揺

○西岡委員　大臣、ありがとうございます。

様々な課題が、まだ雲仙・普賢岳災害、またこの島原半島にも残されておりますので、また引き続き、様々な地域の声を、これはもう日本全国で

いたしまして、政府のガイドラインや自治体の取組事例を踏まえて、業務の優先順位づけ、体制確保に関する点検を緊急に実施し、その結果を踏まえて適切に対応していただくよう各自治体にお願

票率の低下というものが大変大きな問題というふうに私は捉えております。また、先般、この衆議院選挙においての投票率というのが、年代別、特に若い方が投票になかなか行かれないという今の

るがすものでございますし、有権者の皆様が投票に行かれないということの中の、私たち議員自体が選ばれるという中でも、やはり、投票率というものが大変低いという状況は大変好ましくない

ございますけれども、これからの大臣としての政策に現場の声を是非生かしていただきたいというふうに思っております。

さらに、二月三日、オミクロン株の感染拡大に伴いまして、自治体においても感染者等が想定以上に発生をし、身近な住民サービスを縮小せざるをいたしました。

現状がございますけれども、先般の選挙についての状況について御説明をお願いいたします。

○森政府参考人　お答え申し上げます。

今般の衆議院議員総選挙の小選挙区選挙の投票

状況だというふうに思っております。

その中で、有権者の皆様が投票に行きやすい環境、また、投票に行きたくても行けない方々ですとか、様々な事情で投票に行かれない方に投票に

つきましてお伺いをしたいと思います。

現在のオミクロン株の感染急拡大によりまして、これまでも、この委員会でも議論があつておりますけれども、保健所業務が大変逼迫をいたし

るを得なくなった事例が実際に発生している状況を踏まえまして、市町村等に体制確保の強化等を改めてお願いするとともに、都道府県に対しまして、市町村において優先度が高い業務の実施が困

率は五五・九三%でありまして、前回、平成二十九年の五三・六八%に比べ二・二五ポイント上昇いたしました。

また、若年層については、例えば、十八歳、十

行っていた。だくための環境整備というものが大変必要だというふうに思っております。

その中で、各地で、投票環境を整備して投票行動につなげていく様々なお取組が今全国で行われ

まして、地方自治体の他の部署からの応援も含めて、全力で地方自治体の職員の皆様、当たっていただきありがとうございます。心から敬意を表し、感謝を申し上げますと思いますけれども、地域によって

難となる場合を想定して、地域の実情に即した具体的な支援策を定めるように依頼をいたしました。

総務省としても、自治体の点検結果をしっかりと

九歳の有権者の投票率を見ますと、四三・二一％ということまでございまして、前回の四〇・四九％に比べ二・七二ポイント上昇したものの、全体の投票率と比べて低い状況でございます。

ているというふうに思いますけれども、投票率向上に結びついた取組の好事例というものの、このようなことを総務省として把握をしておられることがございましたら、御説明をいただきたいと思いがございましたら、

は、行政サービスの一部も停止せざるを得ないような状況まで逼迫しているということもあるというふう聞いております。

と把握をいたしますとともに、都道府県が地域の美情に即した支援策を定めることができるよう、優良事例を自治体間で共有するなど、状況を

投票率については、例えば、天候とか選挙の争点とか様々な事情が総合的に影響するため、要因を一概に申し上げることは難しいと考えておるわ

ます。

○森政府参考人 お答え申し上げます。

選挙の公正を確保しつつ、有権者が投票しやす

い環境をつくることは、大変重要なことと認識をしております。投票環境を向上させるため、各選挙管理委員会では、買物や通学の際に投票できるようにするために、当日投票所以外でも投票できる共通投票所あるいは期日前投票所のショッピングセンターとか大学などへの設置、あるいは投票所への移動が困難な方のため、投票所までの巡回、送迎バスの運行やバスの無料乗車券の発行など、選挙人に対する投票所への移動支援の実施、また、投票所までの距離が遠い方などのため、複数の箇所を巡回する自動車を用いた移動期日前投票所の設置などに取り組んでいただいておりますが、総務省としては、各地域の実情に応じたこれらの取組を積極的に行っていただくよう要請をしております。

また、これらの取組の事例集の作成、横展開を図っておりますほか、昨年の総選挙で増加した移動期日前投票所の取組事例調査を行っております。今後、調査結果を総務省のウェブサイトに掲載するとともに、全国の選挙の方にもフィードバックする予定でございます。

さらに、主権者教育の取組としては、政治や選挙に関する副教材を全ての高校生に配付し、学校での主権者教育に活用いただいていることに加えまして、全国の選挙管理委員会が教育委員会などと連携して出前授業を実施する等しております。

また、例えば、大学に設置された期日前投票所に、学生からの質問に答える選挙コンシェルジュといったものを配置するような取組を行った団体もあると承知しております。

引き続き、各選挙管理委員会が行っている先進的な取組事例等について、様々な機会を捉えて周知するとともに、文科省など関係機関とも連携しながら、若者の社会参加の促進、政治意識の向上のため、更なる充実を図ってまいりたいと存じます。

○西岡委員 今言及されましたけれども、様々な取組については、横展開と申しますか、情報を共有していくということも大切でございますし、

取り組んだ事例の効果ですとか検証、どの程度この施策が投票率向上に結びついたかということも含めて、先ほども申されましたけれども、検証ですとかそういう研究というものも大変重要だということに思っておりますので、引き続き、お取組を是非お願いしたいと思えます。

自治体として、大変投票しやすき環境整備をしていくためには、やはり今、自治体においては、人手が大変様々な面で不足をしている面もございますし、経費の面でもハードルがあるというふうに思っております。

デジタルを活用することも含めて、国がこの環境整備に積極的に、人的にも経費の面でも支援をしていくということが大変必要だということに思っておりますけれども、このことについて、総務省として、支援を強化することについて、今お取組ができていますことがございましたら、御説明をいただきたいと思います。

○森政府参考人 お答え申し上げます。

選挙執行に要する経費につきましては、国政選挙においては国庫が負担するというものでございまして、共通投票所や期日前投票所の設置、あるいは投票所への移動支援の実施、移動期日前投票所の設置に要する経費を含めまして、選挙執行経費基準法に基づく地方公共団体への委託費により、きちんと財政的に措置をしております。

また、投票環境を向上させる取組として、共通投票所や期日前投票所を設置する場合には、二重投票防止のため、選挙人の名簿対照をオンラインシステムなどによって行う必要があるわけがございますが、そのための技術面での支援として、総務省としては、ネットワーク回線については、一定のセキュリティ対策を講じた上、安価な無線の専用回線を用いることも可能であるといった技術的助言を行うとともに、セキュリティ確保についての技術的基準を定めるなどの取組を行っております。

総務省では、国政選挙や統一地方選挙の都度、投票環境を向上させる取組について各選挙の方に

も通知をしております。引き続き、必要な財政措置あるいは技術面での支援を行うとともに、各選挙の行っている先進的な取組事例について、様々な機会を捉えて周知も行ってまいりたいと存じます。

○西岡委員 今おっしゃったように、財政面、そしてまた技術的な支援というものも大変重要であるというふうに思いますので、引き続きのお取組を是非お願いしたいというふうに思います。

この投票という面では、先日、在外邦人の方々が、インターネット投票を求めた二万六千二十七名の署名を林外務大臣に提出をされたというところが報道をされました。それを受けて、林大臣は大変前向きなことをお話をされているというふうに報道で私は思ったわけでございますけれども、皆様の声を踏まえて、選挙制度を所管する総務省などを後押ししていきたいという旨を述べられたという報道がございました。

四年前に、総務省の有識者研究会が、マイナンバーを利用することを前提としたインターネット投票は可能であるという報告書を提出をされ、その後、総務省として検討を続けてこられたというふうに認識をいたしておりますけれども、これまでの経緯を含めて、現在の取組状況について、また、この署名を林大臣に提出をされたということでございますので、今の状況と、今後、総務省としてどのような、日程感も含めて、このことに取り組んでいられるのかということもお伺いをできればというふうに思います。

○森政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、在外選挙におけるインターネット投票につきましては、平成三十年八月の総務省の研究会におきまして、一定の対応策を講じていることにより、実現に向けた技術面、運用面の大きなハードルはクリアできることなどが提言をされたわけでございます。

導入に当たりましては、マイナンバーカードの海外利用を前提とした本人確認、あるいは、投票の秘密保持という選挙特有の課題に対応しつつ、

限られた選挙期間の中で適切に投票事務を行うことができることなどの重要な課題について、确实な対応が必要でございます。

研究会報告を踏まえまして、総務省では、これまで、実証用のプロトタイプシステムによって、投票票や、インターネット投票を希望する方の申出、登録が確実かつ円滑であるかといった点について検証を行うとともに、制度、運用面の論点の洗い出しを行ってきておりまして、引き続きではございますが、制度、運用面の論点の方向性あるいはシステムに必要な機能、システム構成などについて検討を行うこととしております。

在外邦人の方の要望があったということももちろん承知をしております。新たな投票方法を導入することは選挙制度の根幹にも関わることでもございしますので、各党各会派における御議論などを踏まえる必要がございますが、総務省としては、引き続き、在外選挙インターネット投票につきましては、着実に検討を進めてまいりたいと存じます。

○西岡委員 今御説明があったように、総務省様として今、いろいろな検証、研究を含めてお取組をしていただいているわけでございましてけれども、この在外邦人のインターネット選挙というものが実現をいたしますと、当然、国内におけるインターネット投票も可能となります。

ただ、先ほどおっしゃったような本人確認ですとか秘密保持という大変大きな、重要な課題はございましてけれども、このことをクリアをいたしました、在外邦人のインターネット投票が実現した暁には、国内においてもそのようなことが可能になるということも前提として、先ほど質問させていただきまして若年層のやはり投票率が大変低迷をしているということの、投票率向上にも大変資する施策であるというふうに思っておりますし、若年層だけではなくて、今、大変高齢化社会となりました。その中で、投票所になかなか行くことが難しく、困難になった方々もおられますし、様々な皆様が投票していただけたということにも

つながっていくというふうに思っております。

先日、予算委員会、金子大臣、この件に御答弁をされたのを聞きまして、もしも、この国内選挙における電子投票の導入についての金子総務大臣の御見解というものを、改めてお伺いをしたいと思います。

○金子(恭)国務大臣 お答えいたします。

今、選挙部長からお答え申し上げましたが、インターネット投票に関しては、現在、総務省において、投票しにくい状況下にある在外選挙人の利便性向上の観点から、郵便等投票が広く認められている在外選挙において、インターネット投票の導入の検討を進めております。

その導入に当たっては、今、西岡委員からお話がありましたように、本人確認や投票の秘密保持などの重要な課題について確実な対応を行うことが必要となります。

これに加え、御指摘の国内のインターネット投票については、投票管理者や立会人の下で行うことが原則の投票を、特段の要件なく、これらの者が不在の中で認めることは是非や、有権者の規模が極めて大きいことに伴う、一斉アクセスがあったときのシステムの安定性の確保といった課題もあると考えております。

新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹にも関わることから、各党各会派における御議論などを踏まえる必要があります。

総務省としては、まずは在外選挙での導入について、引き続き実地検討を進めてまいります。

○西岡委員 大臣、ありがとうございます。

今、大臣から言及があったことは大変重要なことだというふうに思っておりますけれども、まず、在外邦人のインターネット投票については、是非スピード感を持って、また、選挙制度に関わることでございますので、このことも国会で積極的な議論を進めていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、今の国内における選挙での投票率の低下、低迷というものを考えてみますと、やはり早急に国内においても、様々な

課題をクリアした上で、国会での議論も経たさずでございますけれども、電子投票というものを是非早急に実現する必要があるというふうに私自身は考えております。

引き続きまして、これも選挙に関することとなりますけれども、昨年六月、衆議院議員の選挙の前の通常国会の最終盤で、政治分野における男女共同参画推進法が、改正をし、成立をいたしました。

さきの衆院選においては、大変残念なことですが、逆により女性議員の比率というものが九・九％から九・七％に減少してしまっているという大変残念な結果となったわけでございますけれども、有権者に占める女性の割合は五二％であるにもかかわらず、日本の状況というものは、諸外国に比べて国会議員の中の女性の占める割合というものが大変低い状況は、大変深刻な状況であるというふうに受け止めております。

この調査がございまして、百九十か国中、女性が占める国会議員の割合は百六十八位、そういう状況でございます。

第四十九回衆議院選挙におきましても、千五十一候補者の中で、女性の候補は百八十六人、そして女性候補者比率は一八％にとどまっております。

うち当選者は四十五名という結果となりました。本改正案につきましては、国及び地方公共団体の施策の強化として、セクハラ、マタハラ等への対応というものが新設をされるとともに、他の項目についても具体的な明示が追加されるという改正が行われました。

従来からの取組を含めて、この改正案についての御説明、そして、内閣府として、今、この改正案が成立した後、進めておられる取組について、内閣府の方から御説明をいただきたいと思っております。

○林政府参考人 お答え申し上げます。まず、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が昨年六月に改正されまして、新たに、内閣府、総務省、その他の関係行政機関が適

切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組む、また、性的な言動、妊娠、出産等に関する言動、いわゆるセクハラ、マタハラ等への、発生の防止に資する研修の実施等に関する規定などが追加をされております。

委員お尋ねの内閣府の取組でございますが、まず第一に、このセクハラ、マタハラ等の発生の防止に資する研修ということで、私ども、昨秋に、地方議員の方々を対象に調査を行いまして、ハラスメント事例を千三百件以上、実例を収集をいたしまして、この実例を基に、各議会などで活用していただけるようなハラスメント防止研修教材の作成を進めているところでございます。本年春頃を目途の完成を目指して取り組んでいるところでございます。

また、地方議会における、育児、介護等に配慮した会議規則の整備の状況につきまして調査をいたしまして、昨年七月時点での整備状況を調査し、昨年十一月に取りまとめで公表をしているところでございます。

さらに、女性の政治への参画状況見える化マップというものを作成をいたしまして、ホームページ上に公表をしております。例えば市区町村のものにつきましては、市区町村議会議員に占める女性の割合や、市区町村議会における、出産に伴う欠席規定の有無、また授乳室の整備など、女性議員の活躍しやすい環境の整備状況などを見える化し、地図上をクリックしていただければそれぞれ、の市区町村議会の状況を見ていただけるよう、ホームページを整備しているところでございます。

○西岡委員 今御説明いただいたように、今回の改正を受けて様々なお取組を始めていただいておりますけれども、このアンケートを私も拝見をさせていただきますけれども、様々な実際に起こっている事例というものが大変多くこのアンケート結果から分かっておりまして、これは女性だけではなくて男性の事例というものもあるわけでございます。

大変やはり、このようなアンケートをしていたということで、先ほど申されました見える化といいますが、どういことが起こっているのかということも含めて、今の様々な、女性議員が家庭生活と議会活動を両立していくということの障害というものがどういものがあるのかということを一一つ検証しながら、その障害というものを、障壁を取り除いていくことを引き続き私たちが自身も取り組んでまいりたいというふうに思っています。また、内閣府としても、しっかりとこのお取組をまた続けていただきたいと思います。

このことに関連して、先ほど言及がございましたけれども、改正法の中に、関係機関として総務省もその役割を明示をされました。本法律が成立したときからのお取組というものも引き続きやっていただいているというふうに思いますけれども、現在、総務省として、この改正案を受けて新規にお取組を始めたことも含めて、そのことについての御説明をいただきたいと思っております。

また、総務大臣として、この政治分野の男女共同参画ということについて、大臣が今後取組を進めていく上での決意のようなものを、もし大臣からお話をいただければというふうに思っています。

○金子(恭)国務大臣 お答えいたします。政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を踏まえ、総務省におきましては、地方自治体の議会の議員及び長について、毎年、男女別の人員数やその構成比を調査、公表しているほか、国政選挙時に、男女別の立候補者及び当選人の数などをまとめた選挙の結果を公表しております。

また、総務省で開催した地方議会・議員のあり方に関する研究会での議論も踏まえ、全国の三議長会から、議会における旧姓使用の普及や、育児、介護などを欠席事由として制度化するための周知が行われております。

さらに、各地方自治体に対し、内閣府作成の女性の政治参画マップを紹介をし、出前授業に活用

していただくこと、総務省ホームページにおいて女性模擬議会の取組を紹介することなどにより、優良事例の横展開を図っております。

引き続き、内閣府とも連携しながら、女性議員も含めた多様な議員のなり手の確保につながる取組を進めてまいります。

○西岡委員 ありがとうございます。

総務大臣におかれましても、是非積極的に今後もお取組を続けていただきたいと思います。

次に、地方議会のオンラインの取組についてお尋ねをさせていただきます。もう時間が限られておりますので、ちょっと途中になるかもしれませんが、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、令和二年四月三十日に総務省から通達が出されまして、地方議会において委員会がインターネットで行われるということが認められました。

現在、どれぐらいの自治体がこのことを実施をされているか、最新の数字がもしありましたら教えてください。

○吉川政府参考人 答えたいと思います。

令和三年の一月一日現在の状況でございますが、オンラインでの委員会開催を実際に行った団体は、都道府県、市区町村、全千七百八十八団体中四団体、割合で約〇・二％となっております。

○西岡委員 ありがとうございます。

なかなか今、まだ、インターネット委員会につきましても、実際に行われているというところは大変少ない状況でございますけれども、今、非常時において、議会に与えられた権限を十分に維持そして発揮をするためには、地方議会において、オンライン本会議の実現へ向けて、様々、地方議会からの要望があつております。このオンライン本会議を実現するためには、地方自治法の改正というものが必要であるというふうに思いますが、様々、地方議会の議長会においても決議がなされ、要望がされております。

これは、大規模自然災害や今回のコロナの感染拡大のような非常時に限らず、平時においても、

議員の出席、育児と議会活動の両立にも資するものでございますので、早急にこのオンライン本会議に取り組みべきだというふうに思っておりますけれども、このことについて、総務大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

また、現状のコロナ禍で、特に感染力の強いオミクロン株の蔓延に直面している今、本来であれば、国会においても感染者が増加をしておりますので、国会の機能を維持するという意味でも、早急に国会においてもオンライン化を実現するべきであるというふうに考えております。

国民民主党は、議院運営委員会におきまして、オンライン国会の実現のために衆議院規則の改正を提案し、議論を進めるということを今提案をさせていただいております。総務大臣のこのことについての所感というものを、もしお伺いできたらというふうに思います。

○金子(恭)国務大臣 地方議会の本会議は、その団体意思を最終的に確定させる場であり、国会における本会議と同様に、議員の意思表明は疑義の生じる余地のない形で行われる必要があるほか、住民が議論の様子を十分に知り得るよう、会議の公開の原則も求められております。

先ほどお話がありましたように、一方で、地方議会の委員会、本会議における審議の予備的審査を行うものであること、地方自治法上、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定められることとされていることから、先ほど委員から御紹介がありましたように、コロナ禍において、蔓延防止措置の観点から踏まえ、オンラインによる方法を活用して委員会を開催することも差し支えない旨を、令和二年四月の通知によりお示ししております。

法改正によりオンラインによる本会議の開催を可能とすることについては、国会における対応のほか、一部の地方議会において実施されているオンラインによる委員会の開催状況や、そこで生じている課題、運用状況などをよく踏まえて、慎重に検討しなければならないというふうに思っております。

ります。

なお、国会の議事の在り方については、各党各会派において議論するものと考えており、私の立場から議事の在り方について申し上げることは控えさせていただきますと思います。

○西岡委員 時間となりましたので、これで私の質問を終わらせていただきますけれども、是非、オンライン国会へ向けた積極的な議論をこれから進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、宮本岳志さん。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。大臣は、所信の冒頭で、昨年十二月以来の統計に係る事案と予算資料の誤りについて反省の言葉を述べられました。ところが、残念ながら先日

も、わざわざ吉開政策統括官に私の部屋までお越しいただいて、わびていただくことになりました。

大臣は、緊張感を持って職務に当たりとおっしゃるわけですが、なかなか間違いがなくならないのはなぜだとお考えですか。

○金子(恭)国務大臣 昨年十二月二十四日の統計委員会に配付した参考資料におきまして、宮本委員のお名前を誤って記載しておりました。私自身もよく、恭之という字が間違えられやすく、そのたびに不快な思いをしております。やはり、自分の名前を間違えられるということも含めて、本当に大変申し訳なく思っております。改めて、私からおわびを申し上げたいと思います。

誤りの原因は、資料の内容確認が十分行われていなかったことであり、具体的には、複数者によるチェック体制、それから、幹部職員から一般職員までの意識づけなどが不足していたのではないかと考えております。

再発防止のための取組を改めて徹底をし、一層の緊張感を持って職務に当たり、信頼の回復に努めてまいります。どうも失礼しました。

○宮本(岳)委員 私の名前の間違いぐらいは大したことないですけれども、一国の統計、統計の中でも、総務大臣が指定する特に重要な統計である基幹統計に誤りや不正があれば、重大事態であります。

大臣に改めて聞きますけれども、統計法第一条は、この法律の目的をどのように定めておりますか。

○金子(恭)国務大臣 統計法第一条は、この法律の目的について、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を置くための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とすると規定しているものと承知しております。

○宮本(岳)委員 今日、この精査結果報告書をまとめた、統計委員会企画部会の対応精査タスクフォースに御答弁いただきましたと要請したわけでありますけれども、かないませんでした。代わりに総務省が答弁するとおっしゃいます。

しかし、このタスクフォース報告書は、副題にもあるように、統計委員会が、今回の建設受注統計調査をめぐる事案について、総務省政策統括官室、つまり総務省の対応について精査したものであります。

これもちょっと大臣に聞くんですけども、なぜ、チェックされる側の総務省が、チェックするタスクフォースに成り代わって答弁できるんですか。

○金子(恭)国務大臣 統計委員会の椿委員長は、学識者として研究などの本務がある中で、今回の精査に極めて多くの時間を割いていたところでございますが、本日、御自身が研究代表者を務めておられる会議が予定されており、御都合がつかないため、国会への出席はできないと伺っております。

このため、委員長の都合がつかないときのタス

クフォースの活動に関する国会への御説明は総務省から行わせていただきたいと思います。その場合も、委員会の第三者性を尊重するため、事前に委員長の了解を得た上で御説明させていただくこととしております。

○宮本(岳)委員 成り代わって答弁するというのは限界があると思うんですね。

例えば、この報告書には、本文とともに、四十八ページ以下に十八件に及ぶ参考資料が添付されております。しかし、参考資料十四から十六まで九ページにわたって、実に奇異なマスキング処理が施されており、これは、いわゆるノリ弁と言われる真つ黒塗りと同じことでありますけれども、黒く塗り潰していただいただけであります、効果は全く同じ。私はこれをステルスノリ弁と名づけたわけでありますけれども。

配付資料一を御覧いただきたい。

報告書の九十二ページでありますけれども、左上に小さく想定問答と、後で書き入れた四文字、ありますけれども、これもちよつと大変恐縮であります。大臣、この資料、今私が申し上げた左上の想定問答というこの文字以外に、何か読める文字がございますか。

○金子(恭)国務大臣 申し訳ありません。私も、その程度しか理解できません。済みません。

○宮本(岳)委員 読める文字はない、ゼロですか。

○金子(恭)国務大臣 済みません。ほぼ解読できません。済みません。

○宮本(岳)委員 全く読めないと思うんですね。それで、これは、統計委員会のタスクフォースが、参考資料はつけるんだけれども、別に自身は国民に理解していただかなくても結構だ、国会のチェックは受けない、こういうことでございませうか、総務省。

○阪本政府参考人 お答え申し上げます。

委員の配付資料は、報告書の本文で言及しております担当者間のメール及び添付ファイルのうち、参考資料についておるものうち、添付フ

イルの部分であると承知しております。

統計委員会の委員長に確認をしたところ、報告書では、本文中にどのような資料に基づいて判断を行ったのかをまずできるだけ詳しく記述する、そして、本文の内容の理解に資する資料を巻末に補足的に添付した、そういうことでございしました。

マスキングされている参考資料十四から十六につきましては、タスクフォースとして、ダブルカウントという文言を読み飛ばしたとする職員、これの主張を、注意を欠く不適切な対応である、そういう厳しい判断をタスクフォースで行ったことにつきまして、その判断の理解に資するため、それはどういったレイアウトの、どういった資料であったかということを示すために添付したものであるとのことでした。

○宮本(岳)委員 いやいや、資することにないから言っているわけですね。これを見て、一体何が分かるんですか、それは。

おっしゃるとおり、本文の中に出てくるものについて参考資料がついていることは、私が申し上げました。つけるならば、何ほどの意味がある形でつけてもらわないと。

今私が申し上げた、ステルスノリ弁と言いましたけれども、このほかが入っている部分は、新たに書き加えた以外、つまり添付している資料そのものは、何一つ、一字たりとも読めないような資料であることはもう間違いないんです。先ほどの資料だって、大臣と確認したとおりなんです。

さぞかしこれは気を遣う文章なのかと。まあ、こういう処理をされていますから、分かりません。それは、どのようなものであるかが分からぬわけですから。だから、私は、国民に知らせる必要はない、国会にチェックしてもらふ必要はないということか、こう聞いたんですけれども、チェックしようがありません。困ったことだ、このマスキングを外してもらいたいなと思っておったんですけれども。

配付資料の二というものと、次のページの三というものを見ていただきたい。

この資料二は、タスクフォース報告書、参考資料十五に添付されている八十九ページ、九十ページの資料で、これは私、先ほど申し上げたとおり、全面ぼかしで全く読めないものになっております。恐らくどこか役所のボンチ絵、この話の流れでいうと、国土交通省のそういう説明資料だろうと思えますけれども。

そうしたところが、国土交通省を担当する、国土交通委員会を担当する我が党の議員から、いや、これはもう既に国土交通省が出しているものですよということで、資料三につけました。これが、国土交通省提出資料として私のところに届きました。

これは全く同じものだと思うんですが、総務省、そうじゃないですか。

○阪本政府参考人 先ほど拝見させていただきましたので、確認はできております。

ただ、精査結果報告書には、資料として三ページのものがついておりますので、全く同じものかどうかという確認は、にわかにここではできません。そこは御容赦ください。

○宮本(岳)委員 このマスキングのかかっていないものを見ることが出来るのは、統計委員会そして総務省だけですね。国会も見れないわけですから。国土交通省も見れないでしょう。

これが同じものであるかを確認できるのはあなた方だけです。確認して報告していただけたらいいですね。

○阪本政府参考人 検討させていただきます。

○宮本(岳)委員 先ほど示したように、こんな本当に意味のないようなマスキングを全てにかける。これは、私は、はっきり言って、処理として非常識だと思ふんですけれども、この全面マスキング処理は、統計委員会タスクフォースの委員が言い始めたことなのか、それとも、総務省の事務方が、こういう処理をした方がよいということ

提案したことなのか。総務省、どちらですか。

○阪本政府参考人 お答え申し上げます。どのような資料をつけるかにつきましては、タスクフォースの委員の御指示に基づきまして、事務局を務めました、統計部門の経験のない総務省行政評価局の職員が整理した、そういうふうなものにつきまして、タスクフォースにおきまして加除等が行われ、決定されたものというふうに、委員長に確認をしたところ、伺っております。

また、マスキングは、報道機関の取材に関する情報など、公にすると、報道機関との関係、あるいは行政事務の適正な遂行に影響が出るおそれがある、そういった資料であるものの、報告書の理解に資するためには必要であろうと考えられたということから、この参考資料の十四から十六に限って行った、そういう話だと伺っております。

○宮本(岳)委員 資料の選定をタスクフォースがやった。それは分かっているんですが、それにこのような処理をするということについては、タスクフォースの方から出たのか、それともあなたの方から提案したのか、どちらですか。

○阪本政府参考人 そちらにつきましては、委員長に確認をしたところ、まさに、その事務局を務めた職員とタスクフォースとの間で決定されたということと聞いております。

○宮本(岳)委員 だから、事務局を担当した職員が提案したのか、委員会の方から言ったのか、どちらですか。

○阪本政府参考人 申し訳ございません。その点までは、昨日、委員長に確認をできておりません。

○宮本(岳)委員 そういうことがあるから、私は、統計委員会タスクフォースの方々に来ていただいて、説明していただく必要があると申し上げたんです。

委員長、改めて、樺広計統計委員長、タスクフォース座長をお招きして、国交省統計不正問題での当委員会での集中審議を要求したいと思っております。

○赤羽委員長 宮本さんからの今お話しの前半部分につきましては、先ほど理事会で議論し、この委員長という職責上、国会からの要請については誠意を持って対応していただくということは確認をしたはずでございますし、非常勤の委員長でありますから、御都合もあるかと思っておりますので、その日程の選定については、現場の理事会で前広に決めるということは御了承いただけたものだと思います。うふうに承知しております。

後半部分につきましては、追って、別途、理事会で検討をしたい、こう思っております。

○宮本(岳)委員 理事会、出ておりましたから、オブザーバーとして。その中身は分かった上で、改めて、今、要求させていただいたところでございます。

次に、国交省の検証委員会の調査報告書について、国土交通省に聞きたいと思います。

この報告書の十八ページでは、今回明らかにした合算処理について、二〇一九年九月まで在籍した課長補佐や、その後任の課長補佐は、合算処理は意識にはなかったなどと供述をしております。逆に、当時の係長は、課長補佐も本件合算処理を認識しており、課長補佐とも相談の上で本件合算処理を続けたと供述しております。

これはどちらの供述が事実なんですか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

合算処理につきましては、平成十二年の調査を開始した時点から行っていたというふうに報告書では認定をされております。

○宮本(岳)委員 私は、この報告書の十八ページ、いいですか、国土交通省の方、持っていますね、十八ページを問題にしているわけです。

この十八ページでは、合算処理について、二〇一九年九月まで在籍した課長補佐や、その後任の課長補佐は、合算処理は意識になかった、こう供述しているが、逆に、係長は、課長補佐も本件合算処理を認識していて、相談の上で本件合算処理を続けたと供述していますが、どちらが事実なんですか、こう聞いたんです。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

報告書にありますとおりでございます。その二人の供述が食い違っているというところでございます。

そういう意味で、課長補佐が本件合算処理を認識していたかについては、供述が対立するところもあって、事実の確定は現時点での証拠関係からは困難であるが、少なくとも、次の点は指摘できようというふうにございます。

すなわち、推計方法の変更の検討の過程で、本件統計室全体で、推計方法の変更を行うことについての情報を共有し、建設受注統計調査の業務フローの全てをもう一度点検し直しておきさえすれば、本件合算処理が行われていることを知り得たことは間違いない、そうであれば、推計方法の変更と合わせて、本件合算処理の運用を解消し、統計精度を高めるとの本件の目的を達することができたというふうに認定をされてございます。

○宮本(岳)委員 御丁寧に、その先まで読んでいただいたんですが、なるほど、これは両方が対立して、どちらが真実か分からないんですね。

そうでありながら、少なくとも、次の点は確認できようとして、今読み上げられた、すなわち以下のことを書いています。この六行は、これはいい、当然だと思えます。もっと慎重に情報を共有し、丁寧に点検していれば、本件合算処理を知り得たはずだ、こう書いてあるんですね。ここで止まっているなら分かるんですが、問題はその先ですね。

なお書きをつけて、あえて統計的に大きな数字を公表しようとするなどの作爲的な意図によつて併存させることにしたとは認められず、とりわけ、時の政権のために本件二重計上を生じさせたこと(そのような介入があったことを含む)は確認できなかったと書いてあるんですね。

これは絶対になかったということを言っているんですか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

この報告書におきまして、先ほど議員御指摘の

点につきまして、あるとおりでございます。

室長らが、導入を検討していた欠測値補完措置と本件合算処理を併存させれば本件二重計上に生じることを認識しつつ、あえて統計的により大きな数字を公表しようとするなどの作爲的な意図によつて併存させることとしたとは認められず、とりわけ、時の政権のために本件二重計上を生じさせたことは確認できなかったと認定されていると考えてございます。

○宮本(岳)委員 いやいや、それが奇異なわけですよ。

作為や、政権の指示や介入などは、仮に確認できたら、その瞬間アウトなんですよ、こんなものは。そういうのが確認できてしまったら、その瞬間でこの結論はもうアウトという結果が出ると思うんですね。

確認できたことを書いているんだったら、わざわざ書いてあるから、私は聞いていないことをわざわざ書いてあるんですか。

○大澤政府参考人 今回の不適切な処理につきましては、国土交通省におきまして、昨年十二月の十五日、総理の指示を踏まえて、同月二十三日に、統計の学者のみならず、元検事、弁護士を入れた検証委員会を設置いたしました。

検証委員会におきましては、関係者に対するヒアリング、国交省から提供された資料を基にして、本年一月の十四日に報告書として取りまとめられたものでございます。

そういった意味で、今回、第三者委員会という形を取って検証していただいたということでございます。この中でそのように委員の方々に事実を認定していただいて、今回、報告書として取りまとめられたということでございまして、我々国交省といたしましては、報告書の表現をきちんとそのまますべて受けて考えていきたいと考えてござい

ます。

○宮本(岳)委員 こうなってくると、またこの第三者委員会の方に答弁に来てもらわなきゃならないことになりすけれども、そうなりますと話がどんどん広がっていつてしまします。

確認したいんですね。

今後、事実が、仮に、どちらかに確定して、係長の供述が事実だった場合、課長補佐は虚偽の供述をしたという結論になりますね。そこには作爲的な意図が存在する可能性が出てきます。解明してみたら、政権からの介入や政権の忖度だつて否定できなくなるかもしれません。

したがって、ここで言っている確認できなかったというのは、作爲的な意図や政権の介入があつたと確認できなかった、こう述べているわけであつて、作爲的な意図はなかったとか、政権の介入や忖度はなかったことを確認したというわけではないんですね。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

国土交通省といたしましては、先ほど申し上げたとおり、今回、この建設工事の受注動態調査の不適切処理につきまして検証委員会を設置して、その中でヒアリング、あるいは国交省から提供された資料を基にして報告書を取りまとめたというところでございます。

そういった意味で、我々としては、繰り返しになりますけれども、この検証委員会の報告書、その内容につきましては、そこに記述された文字あるいは表現のとおり受け止めて、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○宮本(岳)委員 当委員会のように国土交通委員会でも、それならば、この報告書をまとめた方から、ここはどういう意図なのかというのを聞くというじゃないかという話もあり得ると思うんですね。

なぜ、こういうふうに、ここで、確定、確認できていないことを書いているのかということがよく分かりません。

国交省は、二〇一九年の毎勤統計の不正事件を

受けての一点検のときに、当時の係長が合算処理について報告した方がよいのではないかと相談した際にも、当時の課長補佐や企画専門官は消極的な態度を取りました。二〇一九年四月に着任した新任の課長補佐がすぐに気づいた。六月に室長及び企画専門官に対し、合算処理を取りやめるように訴えた際にも、公表はしないと言ったという供述がこの報告書にございます。

二〇一九年十一月、会計検査院が、都道府県に対する実地調査の中で、都道府県が国交省の指示に基づいて本件合算処理を行っていることを確認したと。結局、国交省が本気で動き始めたのは、会計検査院にその事実をつかまれた、それから動き始めたと言わなければなりません。

国交省、会計検査院の知れるところとなった後、報告書二十四ページには、統計室内でどのような検討をしたと書かれてあります。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

国交省の中でも、室内で意見がいろいろあったようでございます。

検証委員会の報告書におきまして書いてあるとおりでございます。合算処理をしない数値を公表すべきという意見と、従来どおり合算処理をして公表すべきという意見が対立をいたしました。このため、過月分は前月分のみを入れるといういはば折衷案を採用することとされてございます。

その理由につきましても記述がございます。統計の継続性の観点から、過月分を全く入れない場合には数値の変動が激しくなるためである、このようにされております。

また、この点に関する対応上の問題点として、まずは、総務省統計委員会に報告をし、前月分のみ合算が適切か否か、合算せずに計上すべきかについて意見を確認した上で決定すべきではなかったかと思われるという評価もいただいているところでございます。

○宮本(岳)委員 ここにもう折衷案と書いてあるんですよね、一か月にするのを。

ここは総務委員会でありまして、統計の専門家たる総務省も来ておりますから、これは折衷案になるんですか、総務省。

○阪本政府参考人 昨日お話を伺ったときには、委員長から見て正しいか正しくないか、御関心だというふうな認識をしておりましたので、委員長に確認をしたのですが、御指摘の折衷案につきましては、国土交通省から統計委員会に対しまして、これまでに具体的な内容の説明が行われておらず、判断を行うための材料を持ち合わせていない、そのため、委員長としての回答は差し控えたということです。

その上で、国土交通省の検証委員会の報告書にありますとおり、まずは、総務省統計委員会に報告し、前月分のみ合算が適切か否か、合算せずに計上すべきかについての意見を確認していただいた方が適切であったと考えているとのことでございます。

○宮本(岳)委員 折衷になりませんか。統計の精度を下げることに変わりはありません。統計の精度を下げることに変わりはありません。

そして、ついに、二〇二〇年一月からは、会計検査院の国交省統計室への調査も始まりまして。慌てて国交省は、課長や政策立案統括審議官、政総審も交えて、会計検査院への対応を検討しております。私が見たところ、どのように会計検査院を言葉は悪いがごまかすかという相談であります。

二〇二〇年四月から七月にも、国交省は会計検査院に六次にわたって回答しておりますけれども、この四項目には、二〇二三年四月以降の欠測値補完措置についての説明も行っております。これは事実ですね、国交省。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

御指摘の会計検査院の対応につきましては、検証委員会の報告書にもございますように、令和二年の四月から七月までの間、会計検査院から照会等を受けていた国土交通省の建設経済統計調査室が回答したものと記載がございます。

年四月分からの推計方法の変更についての回答でございます。

母集団への復元を実施するのに当たりまして、各標本ごとに定められる抽出率の逆数及び回収率の逆数を各標本の調査結果に乘じることとし、この作業を毎月の回収率に応じまして実施する旨、説明したものでございます。この推計方法の見直しは合算問題と併存することで二重計上問題を引き起こすことになったものでございます。

報告書においては、会計検査院の対応について見ても、本件統計室は、二重計上になっていることについて、明確な説明を避けていた、会計検査院に対して平成三十一年の一点検の際に本件合算問題を報告しなかった理由を報告するに当たり、本件二重計上問題を正直に伝えないまま、本件合算問題だけに事柄を矮小化した、対外的に、二重計上の事実を明らかにせず、令和三年四月分からの推計方法の変更により潜り込ませて、二重計上の問題が表沙汰にならない形で収束させようとしたと認められる、これを隠蔽工作とまで言うかどうかはともかく、幹部職員において、責任追及を回避したいといった意識があったことが原因と考えざるを得ないと、厳しい御指摘をいただいているところでございます。

○宮本(岳)委員 会計検査院は、二重計上を、私に対して、認識していなかった、会計検査報告を出す時点でも認識していなかった、こういう御回答でありました。今日来ていただいていますけれどもね。

それは、今ある述べたように、ごまかそうとした形跡があるということをおっしゃったんだと思います。国交省の側からですね。二重計上とは明確に言いませんでした。

ただ、問題は、それでごまかされてよいのかという問題が残りますね、会計検査院としては、合算処理に限らず、まさに欠測値の補完措置を行っていたことは既に国交省から回答されているわけですから、これは会計検査院は分からなかったで済むんですか。

○篠原会計検査院当局者 お答えいたします。

今回の検査におきましては、五十の基幹統計調査を含む二百九十八統計調査について、調査票の集計方法等が調査計画に沿って実施されているかなどに着目して横断的に確認しております。特定の統計調査の集計方法が統計そのもののどのような影響があったかといった、具体的な統計処理に係る更なる詳細な分析は行っておりません。

したがって、今回の検査におきまして、建設工事受注動態統計調査について、いわゆる二重計上になっていたということは把握しておりませんでしたが、過去の調査周期に係る調査票の情報を、調査計画に定められた本来の調査周期ではなく、提出時点における調査周期の調査票の情報に含めて集計していたことについて確認しております。その旨を報告書に記述しているところでございます。

○宮本(岳)委員 だんだん時間が迫ってきましたので、この辺りで切り上げざるを得ないんですけれども。

この二重計上、ダブルカウントというものがどこまで認識されていたかということは、争いがあるわけですね。

例えば、このタスクフォースの報告書の、まさに先ほど申し上げた、マスキングがかかったメディアとのやり取りの資料ですね、八十六ページ、八十七ページ。ここにはダブルカウントという言葉が何度も出てくるというふうに出てくるのか、前後の文脈は分からないままなんです。だから、参考資料をつけてもらって、なるほど、そのとおりでしょうとタスクフォースがおっしゃっていることは分かるけれども、我々はなるほどねと言えない。だって、分からないから。

大臣、最後に、せめてこの資料、こういう資料ぐらいはマスキングを外して国会がちゃんと見られるようにすべきじゃないですか。

○金子(恭)国務大臣 ただいま宮本委員から、様々な不適切な事案についてのお話がございます。

た。国土交通省そして総務省、それぞれの答弁も聞かせていただきました。

最終的には、やはり第三者の専門家、有識者で組織をします国土交通省の検証委員会、そしてその後チームもつくっておられると聞いております。

また、総務省では、国土交通省の検証委員会から報告を受ける前に、自ら総務省の中でのタスクフォースをつくって、今、国土交通省からの資料を、報告書を精査をしているところでございませう。また、統計委員会の中に特別検討チームをつくって、しっかりとやろうという体制にもなっております。

また、これから、今お話がございましたが、統計委員会の椿委員長等とも御相談をしながら、どういう対応ができるのか、検討させていただきたいと思っております。

○宮本大臣 大臣、かつて私は、国土交通委員会の理事会で、大臣や赤羽委員長と、森友案件についての資料開示を求めて様々な議論をしたの思い出します。幾ら反省の言葉を口にしようが、緊張感を持ってと繰り返していたことが、全て本当に洗いざらい明らかにすることなしに国民の信頼は取り戻せないということを申し上げて、今日は私の質問を終わりたいと思います。

○赤羽委員長 次に、地方自治及び地方税財政に関する件について調査を進めます。

この際、令和四年度地方財政計画について説明を聴取いたします。金子総務大臣。

○金子(恭)国務大臣 令和四年度地方財政計画の概要について、御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、通常収支分については、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防防災力の一層の強化等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行う

こととしております。

あわせて、引き続き生じる財源不足については、適切な補填措置を講ずることとして、地方の一般財源総額について、交付団体ベースで、令和三年度の地方財政計画を上回る額を確保するとともに、地方交付税総額を増額して確保しつつ、臨時財政対策債を大幅に抑制することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置する震災復興特別交付税を確保することとしております。

以上の方針の下に、令和四年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模は、通常収支分については、令和三年度比で七千八百五十八億円増の九兆九千九百十八億円、東日本大震災分については、復旧復興事業が二千九百八十七億円などとなっております。

以上が、令和四年度地方財政計画の概要でございます。

○赤羽委員長 以上で説明は終わりました。

○赤羽委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。金子総務大臣。

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○金子(恭)国務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し

上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の施策を講ずるため、本法律案を提出した次第です。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、固定資産税及び都市計画税の改正です。土地に係る負担調整措置について、令和四年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の二・五％とする措置を講ずることとしております。

第二に、法人事業税の改正です。付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等を行うこととしております。

第三に、個人住民税の改正です。住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うこととしております。

その他、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の特例等の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第です。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地方交付税の総額の特例です。令和四年度分の通常収支に係る地方交付税の総額は、地方交付税の法定率分に、法定加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額、同特別会計における借入金利子支払い額等を控除した額十八兆五千三百八十八億円とすることとしております。

また、交付税特別会計借入金について、令和四年度及び令和五年度の償還額を増額し、令和三十六年度までに償還することとするほか、令和四年

度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金二千億円について、その活用を取りやめることとしております。

第二に、地方交付税の基準財政需要額の算定方法の改正です。各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和四年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するほか、臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとしております。

第三に、東日本大震災の復旧復興のための財源となる震災復興特別交付税の確保です。令和四年度分の震災復興特別交付税については、新たに九百二十九億円を確保することとし、総額一千六百九十九億円といたします。

その他、地方特例交付金について、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を廃止することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○赤羽委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十日本曜日午後二時二十分理事会、午後二時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十八分散会

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案

〔地方税法の一部改正〕
第一条 地方税法(昭和二十五法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五の二第二項中「第五十三條第六十三項を」第五十三條第六十五項に、「第三百二十一條の八第六十項を」第三百二十一條の八第六十二項に、「第五十三條第七十七項を」第

に改め、同項第二号中「第六十九条第二十項」を「第六十九条第二十一項」に改め、「場合」の下に「（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当

額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。」を加え、同項に次の一号を加える。

三 地方税法第十二条第十一項第一号及び第三号に係る部分に限る。の規定の適用がある場合(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。)

第五十三条第四十四項を同条第四十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

46 対象事業年度について前項の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

第五十三条第四十三項中「この項の下に」から第四十六項までを加え、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「及び第四十四項第一号」を「から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「次項から第四十四項まで」を「次項から第四十五項まで」に、「この項から第四十四項まで」を「この項から第四十六項まで」に、「この項及び第四十四項第一号」を「この項及び第四十五項第一号」に改め、「(前項の規定の適用を受けたものを除く。)」を削り、「申告書に添付された書類」及び「更正」の下に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第四十三項及び第四十四項第一号」を「第四十四項から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項の次に次の

一項を加える。

41 適用事業年度について前項(第一号及び第三号に係る部分に限る。の)の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。

第七十二条の二第二項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもの」のうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律平成二十七年法律第四十七号(附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者)同項の義務を負う者に限る。以外の者が行うものを除く。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。を「(以下この節において「導管ガス供給業」という。に、「及び貿易保険業」を並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二十条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。を行う者に限る。が行うもの(導管ガス供給業を除く。第七十二条の二十四の二第一項及び第七十二条の二十四の七第四項において「特定ガス供給業」という。収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項第

一号及び第四項第一号、第七十二条の二十五第八項及び第十一項、第七十二条の二十六第九項、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第一項の項中「及び第四項第一号」を削り、同表第七十二条の

第七十二条の二十四の七第五項第二号

特別法人以外の法人

特別法人以外の法人(第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十五第一項の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。

第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改める。

第七十二条の二十四の二第二項中「ガス供給業」の下に「導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。」を加える。

第七十二条の二十四の七第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号八中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「各事業年度の所得に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号八の表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項第一号中「及び第四項各号(第一号八を除く。)」を「第四項各号に規定する率及び第五項各号」に改め、同項第二号中「及び第四項第一号八」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「付加価値額、資本金等の額又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第二号」を

二十四の七第一項第三号及び第四項第三号の項中「及び第四項第三号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第四項の項中「第七十二条の二十四の七第四項」を「第七十二条の二十四の七第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

「第五項各号」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 労働者協同組合連合会

第七十二条の二十四の七中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「(第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同項を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

第七十二条の二十五第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改め、同条第十一項中「法人」の下に「又は同項第四号に掲

げる事業を行う法人を加える。

第七十二条の二十六第四項中「同項第三号イに掲げる法人の下に」又は同項第四号に掲げる事業を行う法人を加え、「同号ロを同項第三号ロ」に改め、同条第八項ただし書中「又は同項第三号イ若しくはロに掲げる」を「同項第三号イ若しくはロに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十項中「並びに同項第三号イ及びロに掲げる」を「同項第三号イ及びロに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十一項中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改める。

第七十二条の二十九第一項及び第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十二条の三十二第一項ただし書中「磁気テープ」を削る。

第七十二条の四十一の二第一項中「法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を「第七十二条の二十四の七第一項第三号」に、「同条第五項」を同条第六項に、「同項第一号又は第三号」を「同項第三号」に改める。

第七十二条の四十八の二第五項中「更正前の第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び申告書又は修正申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」に改める。

第七十二条の七十六第一号中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第七十三条の十四中第十四項を第十五項とし、第五項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 道府県は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項又は第三項の規定を適用することができる。

第七十三条の二十四第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 道府県は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

第二百九十四条第八項中「第三百二十一条の八第六十項から第七十六項まで」を「第三百二十一条の八第六十二項から第七十八項まで」に改める。

第二百九十四条の二第五項の表第三百二十一条の八第五十八項の項中「第三百二十一条の八第五十八項」を「第三百二十一条の八第六十項」に改める。

第三百十二条第三項第三号中「第六十一項第一号」を「第六十三項第一号」に改める。

第三百十七条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の納税義務者（合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者）に該当するもので、同項に規定する給与の支払を受けるものと及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。）の氏名

第三百十七条の三の三の見出し中「扶養親族

申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者 所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三百二十八条に規定する退職手当）に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。」をいう。第二号において同じ。又は「を、」を「控除対象扶養親族の下に」であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定配偶者の氏名

第三百十七条の六第五項第二号中「磁気テープ」を削り、同条第九項中「第三百二十一条の八第六十三項」を「第三百二十一条の八第六十五項」に改める。

第三百二十一条の八第一項及び第二項中「第五十八項」を「第六十項」に改め、同条第四項各号中「第五十三項第四号」を「第五十五項第四号」に改め、同条第三十九項中「第四十六項」を「第四十八項」に、「第四十一項及び」を「第四十二項及び」に、「及び次項」を「から第四十一項まで」に、「及び第四十一項」を「から第四十二項まで」に、「この項において」を「この項から第四十一項までにおいて」に改め、同条第四十項中「法人税法第六十九条第十六項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「前項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法人税法第六十九条第十六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）
二 法人税法第六十九条第十六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合
三 地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）
第三百二十一条の八第七十七項を同条第七十九項とし、同条第七十六項中「第六十四項」を「第六十六項」に、「第七十四項」を「第七十六項」に、「第六十項」を「第六十二項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十五項を同条第七十七項とし、同条第七十四項中「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十三項中「第六十四項後段」を「第六十六項後段」に、「第七十一項」を「第七十三項」に、「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十二項中「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に、「第六十九項」を「第七十一項」に、「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十項を同条第七十二項とし、同条第六十九項中「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十八項中「第六十五項」を「第六十七項」に、「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に、「第六十六項」を「第六十八項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十七項中「第六十五項」を「第六十七項」に、「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第六十六項前段を「第六十八項」とし、第六十五項を第六十七項とし、同条第六十四項中「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十一項を同条第六十三項とし、同条第六十項中「第六十二項」を「第六十四項」に、「第六十三項」を「第六十五項」を削り、

及び第四十四項第一号」を「この項及び第四十五項第一号」に改め、「(前項の規定の適用を受けたものを除く。)」を削り、「申告書に添付された書類」及び「更正の下に」のうち、最も新しいものを加え、「第四十三項及び第四十四項第一号」を「第四十四項から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項の次に次の一項を加える。

41 適用事業年度について前項(第一号及び第

三号に係る部分に限る。の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額

又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。

第三百四十九条の三第二項中「第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者」の下に「同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者を除く。以下この項において同じ。」を加え、「同法第五項」を「同法第二条第五項」に改め

第三百八十二条第一項中「その旨」の下に「その他総務省令で定める事項」を加える。

第三百八十二条の二第一項中「次項」を「以下この条」に、「写し」(当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項)を「写し」(当該固定資産課税台帳の備付けが同項)に改め、「次項及

ただし、当該部分に記載をされている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他当該部分又はその写しを閲覧に供することが適当でない」と認められる場合には、当該部分に総務省令で定める措置を講じたものの又はその写し（当該固定資産課税台帳

第三百八十二条の三に次のただし書を加える。

第四百二十二条の三中「その基準年度の価格又は基準価格」の下に「その他総務省令で定める事項」を加える。

第七百三十四條第四項中「第七十二條の二十四の七第八項」を「第七十二條の二十四の七第九項」に、「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第七百四十七條の二第一項中「総務省令で定めるもの」を削り、「特定書面等地方税関係申告等」を書面等地方税関係申告等」に改め、同項第一号中「第五十三條第六十三項」を「第五十三條第六十五項」に改め、同項第七号中「第三百二十一條の八第六十項」を「第三百二十一條の八第六十二項」に改め、同条第二項中「特定書面

等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に改める。

第七百四十七条の三第一項中「『総務省令で定めるものを削り、特定地方税関係申告等』を「書面等以外地方税関係申告等」に改め、同条第二項中「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改める。

第七百四十七条の六中「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に、「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改める。

第七百六十二条第二号ロ(1)中「第五十三条第六十三項及び第六十六項」を「第五十三条第六十五項及び第六十八項」に、「第三百二十一条の八第六十項及び第六十三項」を「第三百二十一条の八第六十二項及び第六十五項」に改める。

附則第四条第一項第一号中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「第一項を」に「同項」に改める。

附則第四条の二第二項第一号中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「第一項を」に「同項」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改め、同項第一号中「第十七項」を「第十九項」に改め、同条第五項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改め、同項第一号中「第十七項」を「第十九項」に改める。

附則第七条第三項第一号及び第十項第一号中「性別」を削る。

附則第七条の五の前の見出しを削り、同条に見出しとして「法人の道府県民税及び市町村民税の非課税」を付する。

附則第七条の六を削る。
附則第八条第八項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月

一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第九項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第八条の二の二第二項中「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に、「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に、「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項」を「第四十七項及び第四十八項」に、「第四十九項」を「第四十三項、第四十九項及び第五十項」に、「同条第五十一項」に、「同条第五十項」を「同条第五十二項」に改め、同条第三項中「第五十三条第五十一項」を「第五十三条第五十三項」に改め、同条第四項中「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に、「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項」を「第四十七項及び第四十八項」に、「第四十九項」を「第四十三項、第四十九項及び第五十項」に、「同条第五十一項」を「同条第五十二項」に改め、同条第六項中「第三百二十一条の八第五十一項」を「第三百二十一条の八第五十三項」に改める。

附則第八条の五の前の見出しを削り、同条に見出しとして「事業税の非課税」を付し、同条中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に、「第七十二條の二十四の七第六項」を「第七十二條の二十四の七第七項」に、「第七十二條の二十四の七第六項」を「第七十二條の二十四の七第七項」に改め、同条第七項中「第七十二條の二十四の七第六項」を「第七十二條の二十四の七第七項」に改める。

附則第九条第十項中「規定するガス供給業を」規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「掲げる法人の下に並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人を加え、平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改める。

日まで」に、「第四十二条の十二の五第三項第五号」を「第四十二条の十二の五第三項第四号」に、「新規雇用者給与等支給額から」を「継続雇用者給与等支給額から」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「継続雇用者比較給与等支給額」に、「百分の二」を「百分の三」に改め、「場合」の下に「当該事業年度終了の時にあって、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の同条第一項に規定する常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、同条第三項第三号に規定する給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。」を加え、「同項第四号」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増額」に改め、同条第十四項及び第十五項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増額」とあるのは、「控除対象雇用者給与等支給増額」とあるのは、「控除対象雇用者給与等支給増額」に改め、同条第十六項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増額」に改め、同条第十七項中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度(以下この項において「過去事業年度」という。)の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」を「との合計額」に、「銀行法

(昭和五十六年法律第五十九号)第五条第一項に規定する政令で定める額」を「との合計額から、当該合計額に、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては二十分の十七を、同年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては五分の四を、同年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の七を、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては五分の三を、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては二分の一をそれぞれ乗じて得た金額をそれぞれ控除して得た額」に改め、同条第十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項第二号」を「前項第一号」に、「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を「第七十二条の二十四の七第一項第三号」に、「同項第一号又は第三号」を「同項第三号」に改める。

附則第九条の二の二第二項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附則第十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「不動産取得税の非課税」を付し、同条第五項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条を附則第十條の三とし、附則第十條の次に次の一条を加える。

第十條の二 道府県は、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会(以下この条において「博覧会」という。)の会場内において博覧会の用に供する家屋又は博覧会の会場の周辺における交通を

確保するために設置する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が、博覧会の終了の日から六月を経過する日においてこれらの家屋を所有しているときは、同日においてこれらの家屋の取得があつたものとみなして、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

附則第十九条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画」に、「令和三年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第十條第二号」を「第十一條第一項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第四十二條の四第八項第七号」を「第四十二條の四第九項第七号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、同条に次の一項を加える。

18 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の七に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第十二条の二第一項に規定する医療機関の再編の事業により政令で定める不動産

を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の五第三項中「第七十三条の十四第六項」を「第七十三条の十四第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第七十三条の十四第六項、第八項及び第九項」を「第七十三条の十四第七項、第九項及び第十項」に改め、同項の表第七十三條の十四第六項の項中「第七十三條の十四第六項」を「第七十三條の十四第七項」に改め、同表第七十三條の十四第八項及び第九項第一号、第七十三條の二十七の三第一項並びに附則第十一條第一項の項中「第七十三條の十四第八項及び第九項第一号」を「第七十三條の十四第九項及び第十項第一号」に改める。

附則第十一條の六中「第七十三條の十四第六項、第八項若しくは第九項」を「第七十三條の十四第七項、第九項若しくは第十項」に改める。

附則第十二條の二の九の次に次の一項を加える。

（国際博覧会の開催に伴う自動車税の非課税）

第十二條の二の九の二 道府県は、令和六年度分及び令和七年度分の自動車税に限り、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が取得し、又は所有する一般貸切用のバスで国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年度に開催される国際博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、第百四十六條第一項の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

附則第十四條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（固定資産税等の非課税）」を付し、同条の次に次の一項を加える。

第十四條の二 市町村は、令和五年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市

計画税に限り、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年度に開催される国際博覧会（以下この条において「博覧会」という。）の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産若しくは第三百四十三條第八項に規定する埋立地等又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産に対しては、第三百四十二條、同項又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

附則第十五條第一項中「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第五号中「使用する者が」を「使用する者（令和四年四月一日以後に供用が開始された同法第二条第三号に規定する公共下水道の同条第七号に規定する排水区域内の工場又は事業場（以下この号において「工場等」という。）において当該供用が開始された日から引き続き事業を行う者に限る。）が当該工場等」に、「四分の三」を「五分の四」に、「三分の二以上六分の五以下」を「十分の七以上十分の九以下」に改め、同条第三項及び第五項中「令和三年度」を「令和五年度」に改め、同条第七項中「平成二十二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「五分の三」を「三分の二」に改め、同条第十一項中「第十九項」を「第十八項」に改め、同条第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項から第十八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十九項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に

改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を第二十項とし、第二十二項を第二十一項とし、同条第二十三項中「第三十一項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を第二十三項とし、第二十五項を第二十四項とし、第二十六項を第二十五項とし、同条第二十七項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第三項を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第二項」に、「同条第四項第六号」を「同条第三項第六号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「この号」を「この号及び次号ハ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を第二十八項とし、第三十項を第二十九項とし、第三十一項を第三十項とし、同条第三十二項中「令和四年三月三十一日までの間に」を「令和七年三月三十一日までの間に新設した」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項を第三十三項とし、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項及び第三十七項を削り、同条第三十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項中「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日」に、「同法第十五条を

等住宅専有部分に改め、同条第六項中「特定熱損失防止改修住宅又はを」を「特定熱損失防止改修等住宅又はは」に、「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第七項中「特定熱損失防止改修住宅又はは特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅又はは特定熱損失防止改修等住宅又はは特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第六号イの表(2)中「令和四年度又は」を「令和四年度である場合であつて、当該土地が令和三年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(令和四年法律

第三号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「令和四年改正前の地方税法」という。第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定で定める率

で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同
号口の表(2)中「令和四年度又は」を「令和四年度
である場合であつて、当該土地が令和三年度分
の固定資産税について令和四年改正前の地方税

法第三十四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年

附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十項、第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第十五条の二

第二項並びに第十五条の三の項及び同条第六項の表附則第十五条第十項、第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三

の項中「第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項」を「第十七項、第二十項、第三十二項から第三十六項まで、第三十九項、第四十項及び第四十四項」に改める。

附則第十八条第一項中「百分の五」の下に「(商業地等に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五)」を加える。

附則第十八条の三第二項第二号口及び第四項第二号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第一項第一号イ中「について」の下に「令和四年度分の固定資産税を加え、同号口中「令和四年度改正前の地方税法」を加え、同項第二号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和四年度改正前の地方税法」を加える。

附則第二十四条の次に次の一条を加える。

(令和三年度における固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出の特例)

第二十四条の二 令和三年度分の固定資産税について附則第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三第四項、第十九条の四第一項又は第二十一条の二第一項第一号口(同号口の規定に基づく条例で定める割合として百分の百が定められている場合に限る。)の規定の適用を受ける土地に対して課する同年度分の固定資産税に限り、第四百三十二条第一項中「日まで」とあるのは、「日まで及び令和四年四月一日から納税通知書の交付を受けた日後十五月を経過する日まで」と読み替えるものとする。

附則第二十五条第一項中「百分の五」の下に「(商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五)」を加える。

附則第二十五条の三第二項第二号口及び第四

項第二号口中「固定資産税について」の下に「令和四年度改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第一号イ中「について」の下に「令和四年度改正前の地方税法」を加え、同号口中「令和三年度分の固定資産税について」の下に「令和四年度改正前の地方税法」を加え、同項第二号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和四年度改正前の地方税法」を加える。

附則第三十三条第一項及び第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業高度化・事業革新促進計画」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、「産業高度化・事業革新促進事業」の下に「政令で定めるもの」を加え、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第三項及び第六項中「第三十七條の八又は第三十七條の九」を「又は第三十七條の八」に改める。

附則第三十五条の二の六第八項及び第十八項、第三十五条の四の二第四項及び第十項中「第一項の二」を「同項の二」に改める。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十七項」に改める。

附則第四十五条第一項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「第九項まで」を「第十九項」に改め、同条第二項中「第九項までの規定の二」を「第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の二」に改め、同項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「第九項まで」を「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」に改め、同条第四項の表附則第五条の四の二第五項第一号の項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同条第

五項中「第九項までの規定の二」を「第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の二」に改め、同項の表附則第五条の四の二第五項第一号の項中「第九項まで」を「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」に改める。

附則第五十六条第十二項及び第十五項中「第二十三項」を「第二十二項」に改める。

附則第六十一条第一項を削り、同条第二項中「附則第五条の四の二第一項及び第三項並びに」を「附則第五条の四の二第三項及び」に、「附則第五条の四の二第一項中「令和十五年」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第四十五条第三項を「これらの規定」に、「令和三年」とあるのは「令和三年」とあるのは「」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「附則第五条の四の二第五項及び第七項並びに」を「附則第五条の四の二第七項及び」に、「附則第五条の四の二第五項中「令和十五年」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第七項並びに附則第四十五条第六項を「これらの規定」に、「令和三年」とあるのは「」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第六十三条第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。
目次中「第七百四十七條の六」を「第七百四十七條の十三」に改める。

第十三条の四の見出し中「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改め、同条第一項中「規定する指定納付受託者」の下に「又は第七百四十七條の八第一項に規定する機構指定納付受託者」を加え、「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改め、「第二百三十一条の二の二の規定」の下に「又は第七百四十七條の七の規定」を加え、「当該指定納付受託者」を「当該指定納付受託者等」に改め、「第二百三十一条の二の五第一項の規定」の下に「又は第七百四十七條の十第

一項の規定」を加え、「同項の二」を「これらの規定に規定する」に改め、同条第二項中「規定」の下に「又は第七百四十七條の十第一項の規定」を加え、「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改める。

第二十条の五の二第二項中「第七百四十七條の五の二第二項」を「第七百四十七條の六第二項」に改める。

第三十二条第十三項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書(道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「前年分の所得税に係る第四十五条の三第一項に規定する確定申告書に改め、(「特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十五項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「前年分の所得税に係る第四十五条の三第一項に規定する確定申告書に改め、(「特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第三十七条の四「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第四十五条の二第一項ただし書中「同法第二十三条第三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)」の第三十四条第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)で控除対象

配偶者に該当しないものに改める。

第四十五条の第三第二項中「附記された事項」を「付記された事項(総務省令で定める事項を除く。)」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第七十三条の十八第一項中「条例の」を「条例で」に、「によつてを」により、条例で定める期間内に、「同条例」を「条例」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

第七十三条の十八第三項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の場合においても、道府県知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、当該道府県の条例で定めるところにより、不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関し条例で定める事項を申告させ、又は報告させることができる。

第七十三条の二十の次に次の一条を加える。

(登記所からの通知)

第七十三条の二十の二 登記所は、第三百八十二条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村長に通知したときは、遅滞なく、当該市町村を包括する道府県の知事にも通知しなければならない。

第七十三条の二十二中「第七十三条の十八第三項の規定によつてを」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に、「条例の定めるところによつてを」を「条例で定めるところにより」に、「あわせて」を「併せ

て」に改める。

第七十三条の二十五第一項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十三条の二十七の第二項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより」を加え、同条第三項中「第四項まで及び」を「及び第三項並びに」に改める。

第七十三条の二十七の第三項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより」を加え、同条第三項中「第四項まで、第七十三条の二十六及び」を「及び第三項、第七十三条の二十六並びに」に改める。

第七十三条の二十七の四第二項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより」を加え、同条第三項中「第四項まで及び」を「及び第三項並びに」に改める。

第七十三条の二十七の六第二項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより」を加え、同条第三項中「第四項まで、第七十三条の二十六及び」を「及び第三項、第七十三条の二十六並びに」に改める。

第三百十三條第十三項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度の分の特定配当等申告書(市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「前年分の所得税に係る第三百十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十五項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度の分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出さ

れた次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「前年分の所得税に係る第三百十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第三百十四條の九第一項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第三百十七條の二第一項ただし書中「同法第二條第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限り。)」の第三百十四條の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限り。))で控除対象配偶者に該当しないものに改める。

第三百十七條の三第二項中「附記された事項」を「付記された事項(総務省令で定める事項を除く。)」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第三百八十二條第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記若しくは百年より長い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合、登記簿の表題部に記録した所有者のために所有権の保存の登記をした場合又は当該登記を抹消した場合を除く。

二 登記簿の表題部に記録した所有者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人その他総務省令で定める者から不動産登記法第一百十

九条第六項の申出を受けた場合

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める場合

第三百八十二條第三項中「前二項」を「第一項(前項(第一号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)」に、「においては」を「には」に、「本項をこの項」に改める。

第三百八十二條の二第二項中「この項」の下に「及び第三百八十二條の四」を加える。

第三百八十二條の三の次に次の一条を加える。

(固定資産課税台帳の閲覧等の特例)

第三百八十二條の四 市町村長は、第三百八十二条の二の規定により固定資産課税台帳若しくはその写しを閲覧に供し、若しくは第三百八十七條第三項若しくは第四項の規定により土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはそれらの写しを閲覧に供し、又は第二十条の十若しくは前条の規定により証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。))を交付する場合において、当該閲覧又は交付に係る固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に記載(当該固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の備付けが第三百八十条第二項又は第三百八十七條第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、記録。以下この条において同じ。)をされている住所が第三百八十二条第二項(第二号に係る部分に限る。))において準用する同条第一項の規定による通知に係る者の住所(総務省令で定めるものに限る。))であるとき、総務省令で定める場合に限る。は、第二十条の十、第三百八十二条の二、前条並びに第三百八十七條第三項及び第四項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、当該固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項の記載をしたもの若しくはその写し(当該固定

資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の備付けが第三百八十条第二項又は第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、当該総務省令で定める事項の記載をしたものに記録をされていいる事項を記載した書類を閲覧に供し、又は当該証明書を当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載したものを交付しなければならない。

第七百四十七条の二第一項中「第七百四十七条の六」を「第七百四十七条の十三」に、「この条から第七百四十七条の五までにおいて「機構」を「この章において「機構」に改める。

第七百四十七条の三第一項、第七百四十七条の四第一項及び第七百四十七条の五第一項中「第七百四十七条の六」を「第七百四十七条の十三」に改める。

第七百四十七条の六中「前条の」を「第七百四十七条の六から前条までの」に改め、第六章中同条を第七百四十七条の十三とする。

第七百四十七条の五の二第二項中「法人の事業税その他の政令で定める」を削り、同条第三項中「この項及び次条」を「この章に改め、同条を第七百四十七条の六とし、同条の次に次の六条を加える。

(機構指定納付受託者に対する納付又は納入の委託)

第七百四十七条の七 特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者は、電子情報処理組織を使用し行う機構指定納付受託者(次条第一項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この条において同じ。)に対する通知で総務省令で定めるものに基き納付し、又は納入しようとするときは、機構指定納付受託者に納付又は納入を委託することができる。

(機構指定納付受託者)

第七百四十七条の八 特定徴収金の納付又は納入に関する事務(以下この章において「納付等事務」という。)を適切かつ確実に遂行すること

とができる者として政令で定める者のうち機構が総務省令で定めるところにより指定するもの(以下この章において「機構指定納付受託者」という。)は、総務省令で定めるところにより、特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けて、納付等事務を行うことができる。

2 機構は、前項の規定による指定をしたときは、機構指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 機構指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を機構に届け出なければならない。

4 機構は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 地方団体は、第一項の規定による指定に関し必要があると認めるときは、機構に対し意見を述べるることができる。

6 地方団体が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようしなければならない。

(納付等事務の委託)

第七百四十七条の九 第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けた機構指定納付受託者は、当該委託を受けた納付等事務の一部を、納付等事務を適切かつ確実に遂行することができるとして政令で定める者に委託することができる。

(機構指定納付受託者の納付又は納入)

第七百四十七条の十 機構指定納付受託者は、第七百四十七条の七の規定により特定徴収金

を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、機構が指定する日までに当該委託を受けた特定徴収金を機構に納付し、又は納入しなければならない。

2 機構指定納付受託者は、第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を機構に報告しなければならない。

3 機構は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、総務省令で定めるところにより、当該報告に係る事項を当該報告に係る特定徴収金を納付し、又は納入すべき地方団体に通知しなければならない。

4 第一項の場合において、当該機構指定納付受託者が同項の指定する日までに当該特定徴収金を機構に納付し、又は納入したときは、当該委託を受けた日に当該特定徴収金の納付又は納入がされたものとみなす。

(機構指定納付受託者の帳簿保存等の義務)

第七百四十七条の十一 機構指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付等事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 機構は、前三条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、機構指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 機構は、前三条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、機構指定納付受託者の事務所に立ち入り、機構指定納付受託者の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による

情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(機構指定納付受託者の指定の取消し)

第七百四十七条の十二 機構は、機構指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第七百四十七条の八第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第七百四十七条の八第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二 第七百四十七条の十第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 機構は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第七百六十二条第二号ロ(3)中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二まで」に改める。

第七百八十六条第二項及び第七百八十八条第二項中「第七百四十七条の五の二第三項」を「第

七百四十七条の六第三項に改める。

第七百九十条の二中「第七百四十七条の五の第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に、「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改め、「特別徴収義務者」の下に「（機構が機構指定納付受託者（第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者）をいう。以下この条において同じ。）を指定した場合には、当該機構指定納付受託者（当該機構指定納付受託者が第七百四十七条の九の規定により第七百四十七条の八第一項に規定する納付等事務の一部を第七百四十七条の九に規定する政令で定める者に委託した場合には、当該者を含む。）を含む。」を加える。

附則第十一条の四第二項中「この条を」この項に改め、「同条第二項中「土地」とあるのは「施設」とを削り、同条第五項中「この条を」この項に改め、「同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」とを削り、同条第七項中「この条を」この項に改め、「同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」とを削る。

附則第三十三条の二第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税を」前年分の所得税に、「につき前項を」につき同条第一項に、「受けようとする旨の記載のある第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を受けたに改め、「次に掲げる場合を除く。」及び「ものとし、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削り、同条第六項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年

度分の市町村民税を」前年分の所得税に、「につき同項を」につき租税特別措置法第八条の四第一項に、「受けようとする旨の記載のある第三百十三条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を受けたに改め、「次に掲げる場合を除く。」及び「ものとし、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第三十五条の二の第三項中「第十項を」第七項に改め、同条第五項中「附則第三十五条の二の六第十二項を」附則第三十五条の二の六第九項に、「附則第三十五条の二の六第十一項から第十二項までを」附則第三十五条の二の六第八項から第十四項までに改める。

附則第三十五条の二の第五項中、「第五項、第七項及び第八項並びに次条を」及び第六項に、「いう。第七項を」いう。第六項に改め、同条第二項中「以下この条及び次条を」次項に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前項に定めるもののほか、第一項から第四項までを」前各項に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を第六項とし、第八項を削り、同条第九項中「に定めるもののほか、第七項を削り、同項を同条第七項とする。

附則第三十五条の二の六第一項中「年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税を」年分の所得税に、「第四十五条の二第二項の規定による申告書に」所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書（租税特別措置法第三十七号の十二の二第九項（同法第三十七号の十三の二第十項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告

書」という。）に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第二項中「第六項を」第五項に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税を」年分の所得税に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第二項又は第三項の規定による申告書（第八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を」確定申告書に改め、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。」を削り、「年度分の道府県民税を」年分の所得税に、「これらの申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を」確定申告書に改め、「とき」の下に「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項の規定の適用がある場合における」を「第四項の規定の適用がある場合における」に、「附則第三十五条の二の六第五項を」附則第三十五条の二の六第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項及び第九項を削り、第十項を第七項とし、同条第十一項中「年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税を」年分の所得税に、「第三百十七条の二第二項の規定による申告書」を「確定申告書」に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別

措置法第三十七条の十二の二第二項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「第十六項を」第十二項に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第十一項の規定の適用がある場合における」を「第八項の規定の適用がある場合における」に、「附則第三十五条の二の六第十一項を」附則第三十五条の二の六第八項に改め、同項を同条第十項とし、同条第十五項中「年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税を」年分の所得税に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七条の二第二項又は第三項の規定による申告書（第十八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を」確定申告書に改め、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。」を削り、「年度分の市町村民税を」年分の所得税に、「これらの申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を」確定申告書に改め、「とき」の下に「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）を加え、「第十一項を」第八項に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十六項中「第十一項を」第八項に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十七項中「第十五項の規定の適用がある場合における」を「第十一項の規定の適用がある場合における」に、「附則第三十五条の二の六第十五項を」附則第三十五条の二の六第十一項に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項及び第十九項を削り、同条第二十項中「第十一項を」第八項に改め、同項を同条第十四項とする。

第三条 地方税法の一部を次のように改正する。
第三百八十二条第二号第三号中「前二号」を

「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次の二の二号を加える。

二 不動産登記法第七十六條の三第三項の規定による付記をした場合

三 不動産登記法第七十六條の四の規定による符号の表示をした場合

第三百八十二条の四中「第二号」を「第四号」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正）

第四条 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を次のように改正する。

第二十條の九の三第一項第一号中「又は」を「又はに改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該を削り、「詳細」の下に、「当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し、」に改める。

附則第八條第十一項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正）

第五条 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則

第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を次のように改正する。

第二十條の九の三第一項第一号中「又は」を「又はに改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該を削り、「詳細」の下に、「当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し、」に改める。

第七十二条の二第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業（を「ガス供給業のうち」に、「以外」のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。）」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）に、「及び貿易保険業を並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び同項第十四号」を「同項第十四号に改め、「発電事業等」という。）の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四條の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八條第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第七十二条の二十四の二第一項及び第七十二条の二十四の七第四項

において「特定ガス供給業」という。）収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項第一号及び第四項第一号、第七十五條の二十五第八項及び第十一項、第七十二条の二十六第六項、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項

第七十二条の二十四の七第五項第二号

特別法人以外の法人

特別法人以外の法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十五第一項の項中「掲げる事業を」同項第二号に掲げる事業に改める。

第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改める。

第七十二条の二十四の二第一項中「ガス供給業」の下に「導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。」を加える。

第七十二条の二十四の七第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「各事業年度の所得に百分の一の二に、計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業に、」ガス供給業を「導管ガス供給業に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業に改め、同条第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項第一号中「及び第四項各号（第一号ハを除く。）を、」第四項各号に規定する率及び

並びに第七十二条の四十一の二第二項の項中「及び第四項第一号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第一項第三号及び第四項第三号の項中「及び第四項第三号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第四項の項中「第七十二条の二十四の七第四項を第七十二条の二十四の七第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

特別法人以外の法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）

第五項各号」に改め、同項第二号中「及び第四項第一号ハ」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「付加価値額、資本金等の額又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第二号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人を除く。」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三三の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

第七十二条の二十五第一項中「同項第三号イ

に掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改め、同条第十一項中「法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の二十六第四項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「同号ロ」を「同項第三号ロ」に改め、同条第八項ただし書中「又は同項第三号イ若しくはロに掲げる」を、「同項第三号イ若しくはロに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十項中「並びに」同項第三号イ及びロに掲げる」を、「同項第三号イ及びロに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十二項中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改める。

第七十二条の二十九第一項及び第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十二条の四十一の二第一項中「法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七二条の四十八第一項中「第七二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を「第七二条の二十四の七第一項第三号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同項第一号又は第三号」を「同項第三号」に改め、同条第三項第二号口中「含む。」の下に、「同条第一項第十一号の二に規定する配電事業（第九項第一号及び第二号において「配電事業」という。）を加え、同号八中「発電事業等」の下に及び特定卸供給事業を加え、同条第九項第一号中「又は送電事業」を「送電事業又は配電事業に、及び送電事業」を「送電事業及び配電事業」に改め、同項第二号中「送電事業」の下に、「配電事業」を加える。

第七十二条の四十八の二第五項中「更正前の第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該を削り、「同項に規定する課

税標準等又は税額等」を「第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び申告書又は修正申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」に改める。

第七十二条の七十六第一号中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第七百三十四条第四項中「第七十二條の二十四の七第八項」を「第七十二條の二十四の七第九項」に、「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附則第八條の五中第七十二條の七第六項の「を」を「第七十二條の七第七項の」に、「第七十二條の二十四の七第六項に」を「第七十二條の二十四の七第七項に」に、「第七十二條の二十四の七第六項第一号」を「第七十二條の二十四の七第六項第一号」を「第七十二條の二十四の七第七項第一号」に改める。

附則第九条第十項中「規定するガス供給業」を「規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条

第十三項中「連結申告法人」の下に「以下この項及び」を、「を除く。」の下に「並びに第七十三條の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人（連結申告法人を除く。）」を加え、「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」

で」に、「第四十二条の十二の五第三項第五号」を「第四十二条の十二の五第三項第四号」に、「新規雇用者給与等支給額から」を「継続雇用者給与等支給額から」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「継続雇用者比較給与等支給額」に、「百分の二」を

「百分の三に改め、〔場合〱の下に〕〔当該事業年度終了の時に〕において、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の同条第一項に規定する常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、同条第三項

第三号に規定する給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法、昭和四十五年法律第百四十五号（第二条第四項に規定する下請事業業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針）その他の政令で定める事項を公表している場合

として政令で定める場合に限る。」を加え、「同項第四号」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号」に、「控除対象新規雇用者給付増加等支給額」を「控除対象雇用者給付増加等支給額」に改め、同条第十四項中「限る。」の下に「並額」に改め、同条第十四項中「限る。」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人（連結申告法人に限る。）」を加え、同条第十五項中「第

第十三項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは「控除対象新規雇用者給与等支給額」を、「第十三項中「控除対象雇用者給与等支給増加額」とあるのは「控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第十六項中「これらの規定中」を「第十三項中「控除対象雇用者給与等支給増加

額」とあるのは、控除対象雇用者給与等支給増加額に、同号イに規定する雇用者給与等支給額のうち第十六項に規定する事業税を課されない事業等以外の事業に係る額（以下この項において

「特定雇用者給与等支給額」という。）（特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該法人の特定雇用者給与等支給額とみなす。）を当該雇用者給与等支給額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」と、第十四項中「

に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第十七項中「第十三項及び第十四項の規定を」「第十三項の規定による控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額又は第十四項の規定」に改め、同条に次の一項を加える。

おいてガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業（以下この項において「一般ガス導管事業」という。）の用に供する導管の総体としての規模が同法第五十四条の二に規定する政令で定める規模以上であることその他

同条に規定する政令で定める要件に該当する
同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事
業者であつた者であつて、同日から令和四年
四月一日までの間(以下この項において「特定
期間」という。)に会社法第七百五十七条の規

定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社(特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に關して有する權利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、ガス事業法第二条第二項に

規定するガス小売事業、一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業のいずれかを営む会社法第七百五十七条に規定する吸収分割継合会社(当該特定吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。)をいう。以下この

項において同じ。が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引(特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定

吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち、ガスの安定供給の確保のために必要なものとして総務省令で定めるものを行う場合における第七十二条の二十四第四号の各事業年度の収入金額は、令和四年四月

一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第九条の二中「同条第四項第二号」を「同

条第五項第一号に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項第二号」を「前項第一号」に、「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を「第七十二条の二十四の七第一項第三号」に、「同項第一号又は第三号」を「同項第三号」に

改める。

附則第九条の二の二第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正)

第六條 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を次のように改正する。

「又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し、」に改める。

附則第八条第十一項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第七条 地方税法等の一部を改正する法律(令和
 二年法律第五号)の一部を次のように改正す
 る。

第二條のうち、地方税法第五十三條第十二項を同条第二十三項とし、同項の前に六項を加える改正規定(同条第十七項に係る部分に限る。)(中「計算した金額」の下に「(同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第一号に規定する場合における当該金額)」を加え、同改正規定(同条第十九項に係る部分に限る。)(中「計算した金額」の下に「(同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第二号イに規定する場合における当該金額)」を加え、同法第三百二十一条の八第

十二項を同条第二十三項とし、同項の前に六項を加える改正規定(同条第十七項に係る部分に限る。)中「計算した金額」の下に「同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第一号に規定する場合における当該金額」を加え、同改正規定(同条第十九項に係る部分に限る。)中「計算した金額」の下に「(同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第二号に規定する場合における当該金額)」を加え、同法附則第八条の改正規定を次のように改める。

附則第八條第一項中「以下この条を」第三項に、「同項又は同法第四十二條の四第七項を」同條第四項に、「これらの規定を」第二十三條第一項第四号イ及び第二百九十二條第一項第四号イに、「第四十二條の四第一項を」第四十二條の四第一項、第七項、第八項第六号ロ及び第七号、第十三項並びに第十八項と、「除く。」及び「とあるのは」除く。並びにと、第二十三條第一項第四号ロ及び第二百九十二條第一項第四号ロ中「第四十二條の四」とあるのは第四十二條の四第一項及び第七項と、「除く。」及び「とあるのは」除く。並びに」に改め、同條第二項から第四項までを次のように改める。

2 当分の間、租税特別措置法第四十二條の十二の五第二項に規定する中小企業者等（第四項から第十二項までにおいて「中小企業者等」という。）の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同法第四十二條の四第七項又は第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の規定の適用については、第二十三條第一項第四号イ及び第二百九十二條第一項第四号イ中「第四十二條の四」とあるのは「第四十二條の四第一項及び第四項並びに第八項第六号ロ及び第七号（これらの

規定を同条第十八項において準用する場合を含む。」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」と、第二十三条第一項第四号口及び第二百九十二条第一項第四号口中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第四項」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」とする。

3 当分の間、中小企業者等の各事業年度（当該各事業年度又は当該中小企業者等に係る租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号イの他の通算法人の同項第二号に規定する他の事業年度において同項第五号に規定する当初申告税額控除可能分配額（同項第三号の中小企業者等税額控除限度額に係るものに限り）がある場合の当該各事業年度に限る。）の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イ並びに第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項中「第四十二条の四」であるのは「第四十二条の四第一項、第四項、第七項、第十三項及び第十八項」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」と、第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項中「第四十二条の四」であるのは「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号、第四十二条の四第一項」とする。

4 当分の間、中小企業者等の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第六号口又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イ並びに第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項、第四項、第七項、第八項第六号口及び第七号並びに第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。）」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」と、第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第三百二十一条の「とあるのは「第四十二条の四第一項」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第二十六項中「第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第六号口若しくは第七号又は同法第四十二条の十四第一項」と、「又は第六十三条第一項」とあるのは「若しくは第六十三条第一項」とする。

附則第八條中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を削り、同条第九項中「第四十二條の十二第五項第一号」を「第四十二條の十二第六項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第十項を削り、第十一項を第八項とし、第十二項を削り、第十三項を第九項とし、第十四項を削り、第十五項を第十項とし、第十六項を削り、第十七項を第十一項とし、第十八項を削り、同条第十九項中「第

二五

二五

5 新法附則第四十五條第二項及び第三項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等改正法第十八条の

規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「新震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一

項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅（若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第七項において同

じ。又は認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところ

によりその者の居住の用に供した場合は同日
前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定す
る居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築
等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定める

ところによりその者の居住の用に供した場合における旧法附則第六十一条第一項の規定により読み替えて適用される旧法附則第五条の四の二第一項の規定による控除については、なお従前の例による。

7 新法附則第六十一条第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新組税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増

改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

8 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 旧法附則第七条の六第一項の大会関連外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 六年新法附則第三十五条の二の六第四項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書(当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する

年度の翌年度分の道府県民税に係る地方税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第号)第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二の六第五項に規定する申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達された時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。)」について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書(当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税に係る旧申告書)を連続して」とする。

第五条 第四条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「新令和二年改正前地方税法」という。)第二十条の九の三第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定(同法附則第一条第五号)に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。次条第二項において「令和二年改正前法人税法」という。)(第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)分の法人の道府県民税に係る新令和二年改正前地方税法第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税に係る第四条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

2 新令和二年改正前地方税法附則第八条第十一項及び第十三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。(事業税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項及び次条第四項において「最初事業年度」という。)開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新法第七十二条の二第二項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの(以下この項において「対象ガス供給業」という。)を行っていた法人(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十条第二項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)(次条第四項において「ガス製造事業者等」という。))に限る。の)対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合に、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得(令和二年改正前法人税法第二条第十八

号の四に規定する連結所得をいう。次条第四項において同じ。に係る当該法人の個別所得金額(令和二年改正前法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。次条第四項において同じ。の計算の例により算定していたものとみなす。

3 旧法附則第八条の六第一項の大会関連外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第七条 別段の定めがあるものを除き、第五条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「新令和二年改正前地方税法」という。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新令和二年改正前地方税法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税に係るこれらの規定に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税に係る第五条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法(第四項において「旧令和二年改正前地方税法」という。)(第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

3 新令和二年改正前地方税法第七十二条の二第二項第三号、第七十二条の二十四の七第二項(同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に

限る。及び第三項並びに第七十二条の四十八第三項及び第九項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度

において、ガス供給業のうち新令和二年改正前地方税法第七十二条の第二項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス製造事業者等に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新令和二年改正前地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定する場合においては、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧令和二年改正前地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

（不動産取得税に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十一条第一項の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について

適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第十一条第一項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十一条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があった」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する」と、「令和三年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日」とする。

第九条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法（次項及び附則第十八条第一項において「五年新法」という。）第七十三条の十八、第七十三条の二十五、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の四まで及び第七十三条の二十七の六の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 五年新法第七十三条の二十の二の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後にされる五年新法第三百八十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知について適用する。

第十条 新法第三百十七条の三の二第二項の規定（市町村民税に関する経過措置）

は、三号施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第三項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき旧法第三百十七条の三の二第二項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新法第三百十七条の三の三第一項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新法附則第五条の四の二第五項から第八項までの規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第六項及び第七項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法附則第七十条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する同条第八項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第九項に規定する申告特例の求めについて適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が施行日前に

支出した旧法附則第七条第八項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第九項に規定する申告特例の求めについては、なお従前の例による。

5 新法附則第四十五条第五項及び第六項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新震災特例法第十三条の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧震災特例法第十三条の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第七項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧法附則第六十一条第三項の規定により読み替えて適用される旧法附則第五条の四の二第五項の規定による控除については、なお従前の例による。

7 新法附則第六十一条第二項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第二項に規定する居

住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

8 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 旧法附則第七条の六第三項の大会関連外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十一条 六年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 六年新法附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書(当該上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る地方税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二の六第十五項に規定す

る申告書(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。))と、「について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書(当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る旧申告書を連続して」とする。

第十二条 第六条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法(次項において「新令和二年改正前地方税法」という。))第二

十条の九の第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税に係る第六条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十

条の九の三第三項に掲げる規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税に係る同項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

2 新令和二年改正前地方税法附則第八条第十一項及び第十三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)
第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分(新法附則第二十四条の二の規定を除く。)は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の

の例による。

2 令和七年三月三十一日までの間に旧法第三百四十九条の三第二項に規定する一般ガス導管事業者のうちガス事業法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者が新設した同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは「三分の二と、三分の二とあるのは「六分の五」とする。

3 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成二十二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第十四項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十六項に規定する取得をされた同項に規定する対象特定電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十二号)の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十七項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた

同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日までの間に同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十六項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和二年四月一日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 附則第一条第九号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)附則第一条第二項に規定する同法第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項に規定する認定就農者の利用に供する同項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和二年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)の施行の日」と、「認定就農者」とあるのは「認定就農者(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二項に

規定する同法第二条の規定による改正前の」とする。

12 昭和三十八年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 昭和三十九年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（以下この条において「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十四条 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百八十二条の四の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第三百八十二条の二の規定による固定資産課税台帳（同条第一項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）若しくはその写しの閲覧若しくは同法第三百八十七条第三項若しくは

第四項の規定による土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはそれらの写しの閲覧又は同法第二十条の十若しくは第三百八十二条の三の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

第十五条 第三条の規定による改正後の地方税法第三百八十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七十六条の三第三項の規定による付記について適用する。

（事業所税に関する経過措置）
第十六条 旧法附則第三十三条第一項から第四項までに規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 施行日の前日において沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第

号）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。次項から第五項までにおいて「旧沖縄振興特別措置法」という。）第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画に定められている沖縄振興特別措置法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（次項から第五項までにおいて「新沖縄振興特別措置法」という。）第六条第四項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第一項に規定する観光地形成促進地域とみなして、同項の規定を適用する。

3 施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められている沖縄振興特別措置法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法

第二十八条第四項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第二項に規定する情報通信産業振興地域とみなして、同項の規定を適用する。

4 施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画に定められている旧沖縄振興特別措置法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第三十五条第四項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第三項に規定する産業イノベーション促進地域とみなして、同項の規定を適用する。

5 施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められている沖縄振興特別措置法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第四項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第四項に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなして、同項の規定を適用する。

（都市計画税に関する経過措置）
第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二十二号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十七項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日までの間に同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十六項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（機構指定納付受託者の指定に関する経過措置）
第十八条 地方税共同機構（以下この条において「機構」という。）は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、五年新法第七百四十七条の八第一項の規定の例により、機構指定納付受託者（同項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた機構指定納付受託者は、同日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2 地方団体は、前項の規定による指定に関し必要があると認めるときは、機構に対し意見を述べることができる。

3 地方団体が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようしなければならない。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十九条 第八条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の

非課税等に関する法律第八項及び第六項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第八項の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八項第十項及び第十一項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第七項、第八項第七号に係る部分に限る。）及び第九項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十三項、第十四項（第七号に係る部分に限る。）及び第十五項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 第十条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法第三条第一項の規定の適用については、令和五年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の収納に係る令和四年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の四に

相当する額に、同年の四月」と、「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和五年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額を加算した額」とする。

2 令和四年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十二」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の九に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

3 令和五年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「収入見込額の十三分の十二」とあるのは「収入見込額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税の収入見込額を控除した額」と、「決算額の十三分の十一」とあるのは「決算額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税の収入額の決算額を控除した額」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

4 令和六年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「十三分の九」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 第十三條の規定による改正後の特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第七條の規定は、施行日以後に開始する事業

年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十三條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び特別法人事業税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第二十五條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百八十二条第二項中「第七十二条の二十四の七第八項を」第七十二条の二十四の七第九項に、「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第二十六條 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第七十二条の二十四の七第九項を」第七十二条の二十四の七第十項に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七條 地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、地方税法第四十五条の三の三第一項の改正規定中「第四十五条の三の三第一項中」の下に「扶養親族（の下に「年齢十六歳未

満の者又は」を加え、「を削り、」を削り、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢十六歳未満の者」を「有する者」に改め、同法第三百七条の三の三第一項の改正規定中「第三百七条の三の三第一項中」の下に「扶養親族（の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「を削り、」を削り、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢十六歳未満の者」を「有する者」に改める。

附則第二十一条第一項、第三項及び第四項を削り、同条第二項を同条とする。

理由

現下の経済情勢等を踏まえ、商業地等に係る令和四年度分の固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、法人事業税の付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律（地方交付税法の一部改正）

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成十三年度」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第十二号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十三号中「平成二十三年度から令和二年度まで」を「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十四号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第九号中「平成十三年度」を削り、「令

和「二年度」を「令和三年度」に改め、同項第十号中「から令和二年度」を「及び平成十七年度から令和三年度」に改め、同項第十一号中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第十二号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第十三号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十四号中「平成二十三年度から令和二年度まで」を「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十五号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改め、同条第三項の表第四十号(1)及び(2)中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同表第四十三号中「平成十三年度」を「令和二年度」に改め、同表第四十四号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同号(1)中「平成十三年度及び」を削り、「並びに平成十五年度から令和二年度まで」を「及び平成十五年度から令和三年度まで」に、「のため平成十五年度及び平成十七年度から令和三年度まで」に改め、同表第四十五号中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同表第四十六号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同表第四十七号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同号(1)中「平成十三年度及び」を削り、同号(9)中「令和二年度」の下に「及び令和三年度」を加え、同表第四十八号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同号(1)中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同号(2)中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同表第四十九号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「平成十三年度」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第八号中「平成十三年度」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第九号中「から令和二年度」を「及び平成十七年度から令和三年度」に改め、同項第十号中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第十一号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第十二号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十三号中「平成二十三年度から令和二年度まで」を「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十四号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改める。

附則第四条の見出し中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改め、同条中「令和三年度」に限り「を」を「令和四年度」に限り、「第五号」を「第三号」に、「四千億円を加算した額から第六号から第八号まで」を「から第四号から第六号まで」に、「千三百二十六億二千七百二十九万七千円」を「九百二十九億三千八百七十六万三千円」に改め、同条第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第八号)」を「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第三号)」に改め、「及び第四項」を削り、「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「三千二百四十六億円」を「百五十四億円」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「令和三年度」を「令和四年度」に、「三千兆千二百一十二億九千五百四十万八千円」を「二十九兆六千六百一十二億九千五百四十万八千円」に改め、同条を同条第三号とし、同条第六号中「令和二年度」を「令和三年度」に、「三千兆九千六百二十二億九

千五百四十万八千円」を「三十兆千二百一十二億九千五百四十万八千円」に改め、同条を同条第四号とし、同条第七号中「令和三年度」を「令和四年度」に、「七百六十億円」を「七百九億円」に改め、同条を同条第五号とし、同条第八号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に、「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「三千四億四千二百四十八万二千円」を「二千四百六十億七千七百八十二万二千円」に改め、同条を同条第六号とし、同条に次の一項を加える。

2 令和四年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億百七十二万円を減額する。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第二項中「令和四年度から令和三十七年度まで」を「令和五年度から令和三十六年度まで」に改め、同条第三項中「令和四年度から」を「令和五年度から」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	四百五十五億円
令和十一年度	四百二十八億円
令和十二年度	四百二十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

する法律(令和三年法律第八号)第一条の規定による改正前の地方交付税法に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第五項中「令和四年度」を「令和五年度」に、「である二千二百四十五億八百六十万円」を「のうち千七百九十六億六百八十八万円」に改める。

附則第四条の三を削る。

附則第六条第一項中「令和三年度及び」を削る。

附則第六条の二の見出し中「令和三年度及び令和四年度の各年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第一項中「令和三年度及び令和四年度の各年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和三年度にあつては」及び「とし、令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を削り、同項第一号中「三兆二千四百二十億四千九百九十六万六千円」を「九千五百四十三億四千九百六十三万三千円」に改め、「第十條第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同項第二号中「二兆二千三百七十五億九千六百八十八万八千円」を「八千二百六十一億四千六百八十二万二千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第八号)第一条の規定による改正前の地方交付税法」に改め、同条を同項第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 令和三年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の二第三項中「第十條第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、附則第七条の四の見出し中「令和三年度」を

「令和四年度」に改め、同条中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第一号イ中「以下この条において「令和二年税法等改正法」という。」を「次号において「令和二年税法第五号」という。」、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年税法等改正法」という。）の下に「地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）を加え、「及び」及び」を「と」に、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）に、「の施行」を「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。次号において「令和四年所得税法等改正法」という。）の施行」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ロからニまでの規定中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ホ中「及び令和三年地方税法等改正法」を「令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ト中「及び令和三年地方税法等改正法」を「令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号チ中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条第二号イ中「令和二年地方税法等改正法」を「令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号」に、「震災特例法」を「令和四年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和三年所得税法等改正法」を「新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法及び令和四年所得税法等改正法」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ロ中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ハ中「及び令和三

年地方税法等改正法」を「令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ニからハまでの規定中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。
附則第九条中「令和三年度」を「令和十三年度」に改める。
附則第九条の二中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改める。
附則第十一条の見出し中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改め、同条中「令和三年度」及び「令和四年度」に、「同じ。」を「同じ。」及び「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「附則第四条」を「附則第四条第一項」に、「千三百二十六億二千七百二十九万七千円」を「九百二十九億三千八百七十六万三千円」に改め、「及び一兆五千億円」及び「一兆五千億円を加算した額」を削り、「額」を「額及び」に改める。

附則第十二条の見出しを「令和四年度震災復興特別交付税額の一部の令和五年度における交付等」に改め、同条第一項中「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和五年分」に改める。
附則第十三条第一項中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に改め、同条第二項中「附則第四条」を「附則第四条第一項」に、「令和三年度」を「令和四年度」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和

和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改める。
附則第十四条の見出し中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に改め、同条中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に、「令和三年度」を「令和四年度」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）」を「地方交付税法等の一

部を改正する法律（令和四年法律第 号）」に、「令和二年度震災復興特別交付税額のうち令和二年度」を「令和三年度震災復興特別交付税額のうち令和三年度」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改める。
附則第十五条第一項中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に改め、同条第三項中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	八、四四〇、〇〇〇円		
二 土木費					
1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一三五、〇〇〇		
2 河川費	道路の延長	一キロメートルにつき	一、九五〇、〇〇〇		
3 港湾費	河川の延長	一キロメートルにつき	一八四、〇〇〇		
	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二八、九〇〇		
	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	五、四六〇		
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、二〇〇		
	郭施設における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、〇五〇		
4 その他の土木費	人口	一人につき	一、二四〇		
三 教育費					
1 小学校費	教職員数	一人につき	六、〇四一、〇〇〇		
2 中学校費	教職員数	一人につき	五、九四三、〇〇〇		
3 高等学校費	教職員数	一人につき	六、六六六、〇〇〇		
	生徒数	一人につき	五九、三〇〇		
4 特別支援学校費	教職員数	一人につき	五、五九七、〇〇〇		
	学級数	一学級につき	二、一九八、〇〇〇		

5	その他の教育費	人口	一人につき	三、三八〇
4	厚生労働費	人口	一人につき	二一、〇〇〇
3	生活保護費	人口	一人につき	三〇五、五四〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	九、四四〇
1	衛生費	人口	一人につき	一九、七〇〇
4	高齢者保健福祉費	人口	一人につき	一四、九〇〇
5	労働費	人口	一人につき	五五、七〇〇
5	産業経済費	人口	一人につき	九一、八〇〇
2	農業行政費	農家数	一人につき	四二七
1	林野行政費	公有以外の林野の面積	一戸につき	一一五、〇〇〇
3	水産行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	五、二二〇
4	商工行政費	水産業者数	一人につき	一五、四〇〇
6	総務費	人口	一人につき	三五八、〇〇〇
1	徴税費	世帯数	一世帯につき	二、〇一〇
2	恩給費	恩給受給権者数	一人につき	五、七〇〇
3	地域振興費	人口	一人につき	八五四、〇〇〇
7	災害復旧費	災害復旧事業費	一人につき	五三六
8	補正予算償還費	平成十四年度から平成十六年度までの各年度におきける元利償還金	千円につき	九五〇
9	地方税減収補填償還費	平成十四年度から平成十六年度までの各年度におきける元利償還金	千円につき	八〇〇
10	財源対策償還費	平成十四年度から平成十六年度までの各年度におきける元利償還金	千円につき	三二
11	減税補填償還費	平成十四年度から平成十六年度までの各年度におきける元利償還金	千円につき	三二
12	臨時財政対策債償還費	平成十四年度から平成十六年度までの各年度におきける元利償還金	千円につき	三二
13	東日本大震災全国緊急防災・復興対策等償還費	平成十四年度から平成十六年度までの各年度におきける元利償還金	千円につき	三二

三五

十 地方税減収補填償還費		平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度に於いて、国の補正予算等による事業費の財源に充てるため、地方債の額を同一地方債の額とする。	千円につき	一八
十一 財源対策償還費		平成十三年度から令和三年度までの各年度の財源対策のため、当該各年度において、同様に発行した地方債の額を同一地方債の額とする。	千円につき	三二
十二 減税補填償還費		個人に係る市町村民税等による特別減税等による平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するに要する費用に充てるため、地方債の額を同一地方債の額とする。	千円につき	六〇
十三 臨時財政対策債償還費		臨時財政対策債の償還に要する費用に充てるため、地方債の額を同一地方債の額とする。	千円につき	六〇
十四 東日本大震災全国緊急防災・復旧等償還費		平成二十四年度から令和三年度までの各年度において、東日本大震災の被災地における復興事業等に要する費用に充てるため、地方債の額を同一地方債の額とする。	千円につき	一〇二

別表第二道府県の項中「九、七七〇」を「九、一〇〇」に、「一、一三三、〇〇〇」を「一、〇九三、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一九、〇〇〇」を「一七、七〇〇」に、「二、二七九、〇〇〇」を「二、二一〇、〇〇〇」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律 平成十九年法律第二十三号の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「令和三十六年度」を「令和三十五年度」に、「三十兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十九兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円」に、「令和四年度」を「令和五年度」に、「二十六兆二千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十五兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項の表中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、「三十三兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円」に改める。

附則第五条中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「附則第四条第二号及び第四号」を「附則第四条第一項第二号」に、「二千五百億円」を加算した額から同条第八号を「から同項第六号」に改め、同条第二項中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第三項中「令和四年度から令和二十六年度まで」を「令和五年度から令和二十六年度まで」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

年 度	金 額
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	四百五十五億円
令和十一年度	四百二十八億円
令和十二年度	四百二十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

附則第九条第三項第二号中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附則第十条第一項中「第二条第三項」を「第三条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前項に規定するもののほか」を削り、「地方公共団体金融機構法」の下に「平成十九年法律第六十四号」を加え、同項を同条第三項とする。

附則第十一条第二項並びに第十二条の四第一

十五 国土強靱化施策償還費

令和元年度から令和三年度までの各年度において、国土強靱化施策に要する費用に充てるため、地方債の額を同一地方債の額とする。

千円につき

一

項及び第三項中「及び第四項を削る。」 (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に關する法律の一部改正) 第三条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に關する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。 第一条中「都民税を含む。以下同じ」を「都民税を含む。第三条において同じ」に、「区民税を含む。以下同じ」を「区民税を含む。同条において同じ」に、「控除(次条第二項及び)を」を「控除」に改め、「自動車税の環境性能割の収入が同法附則第十二条の二の十第二項の規定による非課税及び同法附則第十二条の二の十二第二項の規定による税率の特例(次条第二項及び第三條の二において「自動車税率特例等」という。)により減少すること並びに軽自動車税の環境性能割の収入が同法附則第二十九条の八の二の規定による非課税及び同法附則第二十九条の十八第三項の規定による税率の特例(次条第二項及び第三條の三において「軽自動車税率特例等」という。)により減少すること」を削る。 第二条第二項から第四項までを削る。 第三条の見出しを「(地方特例交付金の額)」に改め、同条中「個人住民税減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「個人住民税減収補填特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改める。 第三条の二及び第三条の三を削る。 第四条第一項中「第二条第四項を」前条第二項に改める。 第五条第一項の表四月の項中「個人住民税減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「個人住民税減収補填特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項を」前項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項を削り、同項を同条第四項とする。」	第八条第一項中「第二条第一項を」第二条に改め、同条第二項中「第二条第四項を」第三条第二項に、「同条第一項を」同法第二条に改める。 附則 (施行期日) 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。 第一条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置 第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新地方交付税法」という。)の規定は、令和四年度分の地方交付税から適用し、令和三年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。 (令和四年度における基準財政収入額の算定方法の特例) 第三条 令和四年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額」として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額」として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与見込額」として総務大臣が定める額」と、同項第二十二号中「前年度の地方消費税交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」と、同項第二十三号中「前年度の地方消費税交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」とする。 (特別会計に關する法律の一部改正に伴う経過措置) 第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に關する法律の規定は、令和四年度の予算から適用する。 (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に關する法律の一部改正に伴う経過措置)	第五条 第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に關する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、令和四年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和三年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。 2 令和四年度分の地方特例交付金に限り、新特例交付金法第五条第一項の規定の適用については、同項の表四月の項中「地方特例交付金の額」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に關する法律(以下この表において「旧法」という。)第二条第二項に規定する個人住民税減収補填特例交付金の額」と、「地方特例交付金総額」とあるのは「旧法第三条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額」とする。	理由 地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
--	---	--	--

令和四年三月三日印刷

令和四年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K